

# ○極東國際軍事裁判速記録 第十號

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛蘭聯合王國、「ソビエツト」社會主義共和國、聯邦、濠洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、和蘭王國、新西蘭、印度及比律賓國

對

被告 荒木 貞夫 土肥原賢二  
橋本欣五郎 畑 俊六  
平沼騏一郎 廣田 弘毅  
星野 直樹 板垣征四郎  
賀屋 興宣 木戸 幸一  
木村兵太郎 小磯 國昭  
松井 石根 松岡 洋右  
南 次郎 武藤 章  
永野 修身 岡 敬純  
大川 周明 大島 浩  
佐藤 賢了 重光 葵  
嶋田繁太郎 白鳥 敏夫  
鈴木 貞一 東郷 茂徳  
東條 英機 梅津美治郎

昭和二十一年六月十三日(木曜日)  
東京都舊陸軍省內極東國際軍事裁判所法廷ニ於テ

### 裁判所側

裁判長 ウイリアム・F・ウエップ卿  
濠洲聯邦代表  
加奈陀代表 E・スチユワート・マックドゥウガ  
ル判事  
中華民國代表 梅汝璈氏

### 佛蘭西共和國代表

アンリ・ベルナル氏  
和蘭王國代表

### 新西蘭代表

エリマ・ハーベト・ノースクロフ  
ト判事  
「ソビエツト」社會主義共和國  
聯邦代表

I・M・ザリヤノフ判事  
大不列顛北愛蘭聯合王國代表

パトリック・ク 卿  
亞米利加合衆國代表

ジョン・P・ヒギンス判事  
印度代表

ラーダ・ビード・バル判事  
主席檢察官  
亞米利加合衆國代表

ジョセフ・B・キートン氏  
參與檢察官  
亞米利加合衆國代表

フランク・タブナー・J・R氏  
中華民國代表

向 哲 潜 氏  
大不列顛北愛蘭聯合王國代表

A・S・コミンズ・カー氏  
「ソビエツト」社會主義共和國  
聯邦代表

S・A・ゴルンスキー氏  
S・Y・ローゼンブリット大佐  
濠洲聯邦代表

A・J・マンズフィールド氏  
加奈陀代表

H・G・ノーラン代將

### 佛蘭西共和國代表

ロベル・オネト氏  
和蘭王國代表

W・G・F・ホルゲルホフ・マル  
デル氏  
A・T・ラッブアージ氏  
新西蘭代表

R・H・ウイリアム代將  
印度代表

アピンダ・メノン氏  
比律賓代表

ペドロ・ロベス氏  
辯護人側  
主席辯護人(亞米利加合衆國側)

ビーバレー・M・コルマン海軍大佐  
補佐辯護人  
被告荒木貞夫辯護人

ローレンス・P・マックマトナス氏  
フランクリン・ワレン氏  
被告土肥原賢二辯護人

アリスティディーズ・G・ラザラス中尉  
被告畑俊六辯護人

サムウエル・J・クライマン大尉  
被告平沼騏一郎辯護人

デイヴィッド・F・スミス氏  
被告廣田弘毅辯護人

ジョージ・C・ウイリアムス氏  
被告星野直樹辯護人

ウイリアム・ローガン氏  
被告木戸幸一辯護人

ジョウゼフ・C・ハワード氏  
被告木村兵太郎辯護人

ウイリアム・J・マコーマクス氏  
被告南次郎辯護人

ロージャー・F・コル氏  
被告武藤章辯護人

ジョン・G・ブラン氏  
被告水野修身辯護人

アルフレッド・W・ブルックス氏  
被告小磯國昭辯護人

フロイド・J・マタイス氏  
被告松井石根辯護人

オウエン・カニングナム氏  
被告大島浩辯護人

ジェームス・N・フリーマン氏  
被告佐藤賢了辯護人

ジョージ・A・フアトネス大尉  
被告重光葵辯護人

エドワード・P・マックグリーモット氏  
被告嶋田繁太郎辯護人

マイケル・ロヴェイン氏  
被告鈴木貞一辯護人

チャールズ・B・コールドル氏  
被告白鳥敏夫辯護人

チャールズ・T・ヤング氏  
被告東郷重徳辯護人

ベンブルース・ブレイクニト少佐  
被告梅津美治郎辯護人

辯護人(日本側)

- 辯護人(日本側)
- 鶴澤 總 明氏
- 菅 原 裕氏
- 被告荒木貞夫辯護人
- 太田 金 次 郎氏
- 被告土肥原賢二辯護人
- 林 逸 郎氏
- 被告橋本欣五郎辯護人
- 神 崎 正 義氏
- 被告畑俊六辯護人
- 宇佐美 六 郎氏
- 被告平沼騏一郎辯護人
- 花 井 忠 氏
- 被告廣田弘毅辯護人
- 藤 井 五 一 郎氏
- 被告星野直樹辯護人
- 山 田 半 藏氏
- 被告板垣征四郎辯護人
- 高 野 弦 雄氏
- 被告寶屋與宣辯護人
- 穂 積 重 威氏
- 被告木戸幸一及ビ被告東郷茂徳辯護人
- 塩原時三郎氏
- 被告木村兵太郎辯護人
- 三 文 字 正 平氏
- 被告小磯國昭辯護人
- 伊 藤 清 氏
- 被告松井石根辯護人
- 小 林 俊 三氏
- 被告松岡洋右辯護人
- 岡 本 敏 男氏
- 被告南次郎辯護人
- 岡 本 尙 一氏
- 被告武藤章辯護人
- 奥 山 八 郎氏
- 被告水野修身辯護人
- 宗 宮 信 次氏
- 被告岡敬純辯護人
- 大 原 信 一氏
- 被告大川周明辯護人
- 島 内 龍 起氏
- 被告大島浩辯護人
- 草 野 豹 一 郎氏
- 被告佐藤賢了辯護人
- 高 柳 賢 三氏
- 被告重光葵辯護人
- 高 橋 義 次氏
- 被告嶋田繁太郎辯護人
- 成 富 信 夫氏
- 被告白鳥敏夫辯護人
- 長 谷 川 元 吉氏
- 被告鈴木貞一辯護人
- 清 瀬 一 郎氏
- 被告東條英機辯護人
- 三 宅 正 太 郎氏
- 被告梅津美治郎辯護人

言語部長

デイヴィッド・P・ホーンスティン 海軍少尉

モニター 午前 林秀一氏 午後 小野寺正氏

通 譯

午前 土屋準氏、岡孝氏 午後 土屋準氏、岡孝氏

午前九時三十分開廷

○ウエツプ裁判長 本法廷ハ、茲ニ最初ノ正式ノ成立ヲ致シマシテ、本日ハ「フィリピン」カラノ「デルフィン」氏ガ出席サレテ居リマス、本日ハ全被告ハ出席シテ居リマス、但シ、大川氏並ニ松岡氏、此ノ兩氏ハ辯護人ニ依ツテ代表サレテ居リマス、辯護團ニ新シク來ラレタ方ハアリマスカ

○翻譯辯護人 裁判長閣下、私ハ鶴澤總明デアリマスガ、辯護人ノ其ノ後ノ變リヲ御紹介申上ゲタイト存ジマス、被告土肥原賢二辯護人太田金次郎、伊藤清一、松井石根ノ辯護人、岡本敏男一南次郎ノ辯護人、島内龍起一太島浩ノ辯護人、成富信夫一白鳥敏夫ノ辯護人、御報告ヲ致シマス

○山岡辯護人 裁判長、裁判官各位、私ハ此ノ時、裁判所ニ新タニ「アメリカ」側辯護人ヲ御紹介致シマス、彼等ハ既ニ書記局ニ出席届ケ済デアリマス

「ウイスコンシン」州「ミルウォォーキー」市ノ「マイケル・ロビン」氏、同氏ハ「ウイスコンシン」州及ビ米國大審院辯護士會員デアリ、被告鈴木貞一ノ辯護人デアリマス

米國海兵隊大尉「アリスティデイズ・G・ラザラス」氏、同氏ハ「ニューヨーク」辯護士會員デ、被告畑俊六元帥ノ辯護人デアリマス 「イリノイ」州「シカゴ」ノ「ウイリアム・J・マ

コーマク」氏、同氏ハ「イリノイ」辯護士會員、被告南次郎大將ノ辯護人デアリマス

「ミシガン」州「デトロイト」ノ「ロージャ・F・コール」氏、同氏ハ「ミシガン」辯護士會員、被告武藤章中將ノ辯護人デアリマス

「ミズリー」州カンサスシチーノ「ジョン・G・ブラノン」氏、同氏ハ「ミズリー」辯護士會員デ、水野修身元帥ノ辯護人デアリマス

○ウエツプ裁判長 茲ニ英國並ニ支那側ノ檢察官側ノ記録ヲ訂正ニ關スル要求ガゴザイマスガ、若シ何處ニモ異議ガゴザイマセヌデシタラ、其ノ訂正ヲ致スコトニ致シマス、ソレレデハ變更致シマス

何カ他ニ審理ヲ進メル前ニ論議スルコトハゴザイマス、カ「マンズフィールド」檢察官

○マンズフィールド檢察官 裁判官各位、私ハ茲ニ去ル六月四日ノ極東國際軍事裁判所ノ命ニ從テ次ノ文書ヲ提出サセテ戴キマス、ソレハ一八九九年七月二十九日「ヘーグ」ニ於テ調印セラレタル國際紛争平和的處理條約

○ウエツプ裁判長 (通譯ナシ) ○マンズフィールド檢察官 (通譯ナシ) ○ウエツプ裁判長 (通譯ナシ) ○マンズフィールド檢察官 (通譯ナシ)

○マンズフィールド檢察官 (通譯ナシ) ○マンズフィールド檢察官 (通譯ナシ) ○マンズフィールド檢察官 (通譯ナシ) ○マンズフィールド檢察官 (通譯ナシ)

セメデシタカラ、後程抗辯ヲスルト云フ權利ヲ保留スルコトヲ御許可願ヒマス

○マンズフィールド檢察官 此ノ書類ハ此ノ前ノ土曜日に辯護人側ニ提出シタモノデアリマス

○マタイス辯護人 私自身ト致シマシテハ、此處ニ示ス如ク昨日戴イタバカリデアリマス

○マンズフィールド檢察官 次ニ私が差出シマシタ所ノ書類一法廷提出證據番號第十三番ハ「ヘーグ」條約第一號、一九〇七年(明治四十年)十月十八日「ヘーグ」ニ於テ調印セラレタル國際紛争平和的處理條約

其ノ次ノ證據番號第十四番ハ「ヘーグ」條約第三號、一九〇七年(明治四十年)十月十八日調印セラレタル開戦ニ關スル條約

○マタイス辯護人 (通譯ナシ)  
○ウエツブ裁判長 (通譯ナシ)

「岡通譯」只今辯護人側ヨリ先程ノ申立ニ對スル判事ノ決定ヲ御願ヒシタ所、裁判長ハ抗辯ヲ一度スルナラバ、ソレガ最後マデ通ルモノデアルト云ハレマシタ

○マンズフィールド檢察官 其ノ次ノ提出證據、第十五番ト云フモノハ、陸戦ニ關スル諸條約トシテ三部アリマス、第一ハ一九〇七年即チ明治四十年十月十八日附「ヘーグ」條約第四號陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約、第二部ハ一九二九年即チ昭和四年ノ停戦處遇ニ關スル「ゼネヴァ」條約、第三ハ「ヘーグ」條約第五號、一九〇七年即チ明治四十年「ヘーグ」ニ於テ調印セラレタル陸戦ノ場合ニ於ケル中立國及ビ中立國人ノ權利義務ニ關スル條約

其ノ次ノ文書ハ、法廷提出證據番號第十六番、「ヘーグ」條約第十號、開戦ノ原則ニ關スル條約、正式ノ名ハ「ゼネヴァ」條約ノ原則ヲ開戦ニ應用スル條約

其ノ次ノ法廷提出證據番號第十七番ト云フモノハ、一九一二年即チ明治四十五年一月二十三日ノ「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル阿片其ノ他ノ麻薬ノ濫用ヲ禁退スル條約、並ニ一九一三年即チ大正二年七月九日「ヘーグ」ニ於テ署名セラレタル阿片其ノ他麻薬ノ濫用ヲ禁退スル最終議定

書デアリマス  
其ノ次ハ、法廷提出證據第十八番デアリマシテ、一九二五年即チ大正十四年二月十九日「ゼネヴァ」ニ於テ署名セラレタル國際聯盟第二回阿片會議條約デアリマス

法廷提出證據番號第十九番ハ一九二一年即チ昭和六年七月十三日「ゼネヴァ」ニ於テ署名セラレタル麻薬ニ關スル條約デアリマス

○クライマン辯護人 裁判長閣下、此ノ機會ニ於キマシテ、被告平沼ヲ代表致シマシテ、マンズフィールド檢察官ガ、只今提出シテ居ル證據書類全部ニ付キマシテ抗辯ヲ致シタイト存ジマス、其ノ理由ハ、是ハ關聯性ガナイモノデアルト認メルカラデアリマス

○ウエツブ裁判長 辯護士側ノ抗辯ハ認メラレマシタ  
○マンズフィールド檢察官 法廷提出證據番號第二十號ハ、傷者及ビ病者ノ處遇ニ關スル、一九二九年即チ昭和四年日附「ゼネヴァ」條約、所謂赤十字條約トシテ知ラレテ居ルノデアリマス

法廷提出證據番號第二十一番、一九〇五年即チ明治三十八年九月十五日附「ボツマス」條約デアリマス  
第二十二番ハ、一九〇八年即チ明治四十一年十一月三十日ニ調印セラレタル、米合衆國及ビ日本國間ノ電書交換ニ依リ成立セル兩國ノ極東ニ於ケル政策ヲ宣明セル協定デアリマス

其ノ次ハ、第二十三番、一九一九年即チ大正八年六月二十八日「ベルサイユ」ニ於テ調印セラレタル聯合國及ビ「ドイツ」國間ノ平和條約國際聯盟規約デアリマス  
第二十四番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日附ノ太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦、「フランス」國及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約デアリマス

法廷提出證據番號第二十五番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日、太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦並ニ「フランス」、日本、及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約ニ對スル一九二二年即チ大正十一年二月六日附追加協定デアリマス

其ノ次ハ、二十六番デ、一九二二年即チ大正十一年二月四日全英聯邦及ビ留保條件ノ下ニ一九二一年即チ大正十年十二月十三日調印セラレタル太平洋西箇國條約ノ他ノ署名國ヨソレソレ代表シテ「オランダ」國政府ニ對シテナサレタル同交通告狀デアリマス

其ノ次ハ法廷提出證據番號第二十七番、一九二二年即チ大正十一年二月六日全英聯邦及ビ留保條件ノ下ニ一九二一年即チ大正十年十二月十三日調印セラレタル太平洋西箇國條約ノ他ノ署名國ヨソレソレ代表シテ「オランダ」國政府ニ對シテナサレタル同交通告狀デアリマス

○ウエツブ裁判長 辯護士側ノ抗辯ハ認メラレマシタ  
○マンズフィールド檢察官 法廷提出證據番號第二十號ハ、傷者及ビ病者ノ處遇ニ關スル、一九二九年即チ昭和四年日附「ゼネヴァ」條約、所謂赤十字條約トシテ知ラレテ居ルノデアリマス

法廷提出證據番號第二十一番、一九〇五年即チ明治三十八年九月十五日附「ボツマス」條約デアリマス  
第二十二番ハ、一九〇八年即チ明治四十一年十一月三十日ニ調印セラレタル、米合衆國及ビ日本國間ノ電書交換ニ依リ成立セル兩國ノ極東ニ於ケル政策ヲ宣明セル協定デアリマス

其ノ次ハ、第二十三番、一九一九年即チ大正八年六月二十八日「ベルサイユ」ニ於テ調印セラレタル聯合國及ビ「ドイツ」國間ノ平和條約國際聯盟規約デアリマス  
第二十四番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日附ノ太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦、「フランス」國及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約デアリマス

法廷提出證據番號第二十五番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日、太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦並ニ「フランス」、日本、及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約ニ對スル一九二二年即チ大正十一年二月六日附追加協定デアリマス

其ノ次ハ、二十六番デ、一九二二年即チ大正十一年二月四日全英聯邦及ビ留保條件ノ下ニ一九二一年即チ大正十年十二月十三日調印セラレタル太平洋西箇國條約ノ他ノ署名國ヨソレソレ代表シテ「オランダ」國政府ニ對シテナサレタル同交通告狀デアリマス

○ウエツブ裁判長 辯護士側ノ抗辯ハ認メラレマシタ  
○マンズフィールド檢察官 法廷提出證據番號第二十號ハ、傷者及ビ病者ノ處遇ニ關スル、一九二九年即チ昭和四年日附「ゼネヴァ」條約、所謂赤十字條約トシテ知ラレテ居ルノデアリマス

法廷提出證據番號第二十一番、一九〇五年即チ明治三十八年九月十五日附「ボツマス」條約デアリマス  
第二十二番ハ、一九〇八年即チ明治四十一年十一月三十日ニ調印セラレタル、米合衆國及ビ日本國間ノ電書交換ニ依リ成立セル兩國ノ極東ニ於ケル政策ヲ宣明セル協定デアリマス

其ノ次ハ、第二十三番、一九一九年即チ大正八年六月二十八日「ベルサイユ」ニ於テ調印セラレタル聯合國及ビ「ドイツ」國間ノ平和條約國際聯盟規約デアリマス  
第二十四番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日附ノ太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦、「フランス」國及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約デアリマス

法廷提出證據番號第二十五番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日、太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦並ニ「フランス」、日本、及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約ニ對スル一九二二年即チ大正十一年二月六日附追加協定デアリマス

其ノ次ハ、二十六番デ、一九二二年即チ大正十一年二月四日全英聯邦及ビ留保條件ノ下ニ一九二一年即チ大正十年十二月十三日調印セラレタル太平洋西箇國條約ノ他ノ署名國ヨソレソレ代表シテ「オランダ」國政府ニ對シテナサレタル同交通告狀デアリマス

○ウエツブ裁判長 辯護士側ノ抗辯ハ認メラレマシタ  
○マンズフィールド檢察官 法廷提出證據番號第二十號ハ、傷者及ビ病者ノ處遇ニ關スル、一九二九年即チ昭和四年日附「ゼネヴァ」條約、所謂赤十字條約トシテ知ラレテ居ルノデアリマス

法廷提出證據番號第二十一番、一九〇五年即チ明治三十八年九月十五日附「ボツマス」條約デアリマス  
第二十二番ハ、一九〇八年即チ明治四十一年十一月三十日ニ調印セラレタル、米合衆國及ビ日本國間ノ電書交換ニ依リ成立セル兩國ノ極東ニ於ケル政策ヲ宣明セル協定デアリマス

其ノ次ハ、第二十三番、一九一九年即チ大正八年六月二十八日「ベルサイユ」ニ於テ調印セラレタル聯合國及ビ「ドイツ」國間ノ平和條約國際聯盟規約デアリマス  
第二十四番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日附ノ太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦、「フランス」國及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約デアリマス

法廷提出證據番號第二十五番ハ、一九二一年即チ大正十年十二月十三日、太平洋方面ニ於ケル島嶼タル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル全英聯邦並ニ「フランス」、日本、及ビ「アメリカ」合衆國間ノ條約ニ對スル一九二二年即チ大正十一年二月六日附追加協定デアリマス

其ノ次ハ、二十六番デ、一九二二年即チ大正十一年二月四日全英聯邦及ビ留保條件ノ下ニ一九二一年即チ大正十年十二月十三日調印セラレタル太平洋西箇國條約ノ他ノ署名國ヨソレソレ代表シテ「オランダ」國政府ニ對シテナサレタル同交通告狀デアリマス

○ウエツブ裁判長 辯護士側ノ抗辯ハ認メラレマシタ  
○マンズフィールド檢察官 法廷提出證據番號第二十號ハ、傷者及ビ病者ノ處遇ニ關スル、一九二九年即チ昭和四年日附「ゼネヴァ」條約、所謂赤十字條約トシテ知ラレテ居ルノデアリマス

法廷提出證據番號第二十一番、一九〇五年即チ明治三十八年九月十五日附「ボツマス」條約デアリマス  
第二十二番ハ、一九〇八年即チ明治四十一年十一月三十日ニ調印セラレタル、米合衆國及ビ日本國間ノ電書交換ニ依リ成立セル兩國ノ極東ニ於ケル政策ヲ宣明セル協定デアリマス

第三十六番ハ、一九三六年即チ昭和十一年十一月二十五日附防共協定附屬秘密議定書デアリマス

前ノ法廷提出證據番號三十一番ノ日附ハ五月二十日トナツテ居リマスガ、是ハ一月二十日ト訂正致シマス

第三十七番ハ、一九三八年即チ昭和十三年十一月二十五日附日獨文化協定デアリマス

證據番號第三十八番ハ、一九三九年即チ昭和十四年三月二十二日附日本文化協定デアリマス

第三十九番ハ、一九三九年即チ昭和十四年七月二十九日附日獨通商條約デアリマス

第四十番ハ、日本國及ビ汪精衛間ニ於ケル基本關係條約デアリマス

○フアーネズ辯護人 被告重光ノ辯護人ト致シマシテ、只今ノ條約ノ日本及ビ一個人トノ條約デアルト云フ形容ヲ止メテ戴キタイト思ヒマス

○マンズフィールド檢察官 日本及ビ支那ニ於ケル獨立精神ヲ維持スル條約トシテ知ラレテ居リマシタ

○フアーネズ辯護人 當時ソレハ南京政權トシテ知ラレテ居リマシタ

國民政府トシテ知ラレテ居リマシタ

ハ其ノヤウニ記録ヲ訂正シテ下サイ

○マンズフィールド檢察官 ソレハ自ラサウ稱セルモノデアリマシテ、日本以外ノ他ノ國家ニハサウ認メラレテ居リマセマシタ

○フアーネズ辯護人 被告重光及ビ事ニ依レバ他ノ被告ニモ、ソレハ認メラレテ居ナイト云フコトヲ記録ニ示シテ下サイ

○マンズフィールド檢察官 文書ヲ讀メバ分リマス

○ウエツブ裁判長 (通譯ナシ)  
○マンズフィールド檢察官 第四十一番ニ提出サレタルハ、一九四〇年即チ昭和十五年六月十三日附日本國及ビ「タイ」即チ「シヤム」國間ニ於ケル不可侵條約デアリマス

第四十二番トシテ、一九四〇年即チ昭和十五年九月二十二日附「ヴィシー」ニ於テ調印セラレタル日佛協定ヲ提出致シマス

第四十三番トシテ、一九四〇年即チ昭和十五年

年九月二十七日附ノ日獨伊三國條約ヲ提出致シ  
 第四十四番トシテ、一九四一年即チ昭和十六  
 年一月三十一日附佛領印度支那及ビ「タイ」即チ  
 「シヤム」國間ニ於ケル停戰條約ヲ提出致シマ  
 ス

法廷提出證據番號第四十五番トシテ、一九四  
 一年即チ昭和十六年四月十三日附ノ日露中立條  
 約ヲ提出致シマ  
 第四十六番ハ、一九四一年即チ昭和十六年五  
 月六日附日本國及ビ「ヴィシー」政府間ニ於ケル  
 商業條約デアリマ  
 第四十七番ハ、一九四一年即チ昭和十六年五  
 月九日附佛領印度支那及ビ「タイ」國間ニ於ケル  
 講和條約デアリマ  
 第四十八番ハ、一九四一年即チ昭和十六年十  
 一月二十五日附ノ防共協定更新條約デアリマ  
 ス

證據番號第四十九番トシテ、一九四二年即チ  
 昭和十七年一月十八日附ノ日・獨・伊三國軍事協  
 定デアリマ  
 第五十番、一九四三年即チ昭和十八年一月二  
 十日附ノ三國經濟協定

證據番號五十一トシテ、一九四一年即チ昭和  
 十六年十二月十一日附三國軍事同盟ヲ提出致シ  
 マ  
 第五十二番ハ、一九三三年即チ昭和八年四月  
 十九日附日關調停條約及ビ日本國ニ依ル廢棄通  
 告デアリマ  
 第五十三ハ、一九三九年即チ昭和十四年七月  
 二十六日附米國ノ日米通商條約廢棄

第五十四番ハ、一九四五年即チ昭和二十年四  
 月五日附「ソ」聯ノ日「ソ」中立條約廢棄  
 第五十五番ハ、一九三二年即チ昭和七年三月四  
 日附、戰鬪行為ノ停止、並ニ日本軍隊撤退ヲ定  
 ムル取極メヲ要請スル國際聯盟ノ決議文デアリ  
 マ  
 第五十六番ハ、一九三二年、即チ昭和七年三月  
 十一日附、武力ニ依ル現状變更ヲ承認セストノ  
 主張ヲ支持シ、且ツ日支紛争ニ關スル十九名ノ

調査委員ヲ任命スル國際聯盟ノ決議文デアリマ  
 第五十七番ハ「リットン」報告書デアリマ  
 第五十八番ハ日米外交關係書二卷アリマシ  
 テ、一九三四年、即チ昭和九年十二月二十九日  
 附、「ワシントン」海軍條約ヨリ脫退ニ關スル日  
 本側通告、モウツハ、一九三六年、即チ昭和十  
 一年一月十五日附、「ロンドン」海軍會議ヨリノ  
 日本ノ脫退、更ニ一九三七年、即チ昭和十二  
 年二月七日附、十四「インチ」砲制限ニ對スル  
 日本側ノ承諾許否、一九三八年、即チ昭和十三  
 年二月五日附、日本海軍建造計畫ニ對スル英、  
 米、佛ノ照會書、一九三八年、即チ昭和十三  
 年二月十二日附、日本ノ海軍計畫發表許否、一九三  
 二年即チ昭和七年四月三十日附、國際聯盟決議  
 休戰協定草案、一九三八年、即チ昭和十三年十  
 月六日附、國際聯盟總會ニ依リ採擇セラレタル  
 第一回、第二回報告書デアリマ  
 第五十九番ハ、一九三三年、即チ昭和八年二月  
 二十四日附、日本國ヲ滿洲ニ於ケル侵略者ナリ  
 ト宣セル聯盟報告デアリマ  
 第六十番ハ、一九三八年、即チ昭和十三年九月  
 十一日附、中華民國ノ規約第十七條適用ヲ要請  
 セル書面デアリマ  
 第六十一番ハ、路盟理事會ノ一九三八年、即チ  
 昭和十三年九月十九日附、日本國宛會議出席招  
 請狀デアリマ  
 第六十二番ハ、一九三八年、即チ昭和十三年九  
 月二十二日附、日本國ノ招請許否狀デアリマ  
 第六十三番ハ「フラスセル」會議デアリマ  
 「フラスセル」會議ハ、一九三七年ニ開カレタノデ  
 アリマ  
 第六十四番ハ、一九四五年、即チ昭和二十年八  
 月八日附、日本國ニ對スル「ソ」聯邦ノ  
 宣戰ノ布告デアリマ  
 第六十五番ハ、一九三三年、即チ昭和八年三月  
 二十七日附、日本國ノ聯盟總會ヨリ脫退スル旨  
 ノ通告文デアリマ  
 第六十六番ハ、一九三八年、即チ昭和十三年十  
 一月二日附、日本國聯盟諸機關ヨリノ脫退デア  
 リマ

第六十七番ハ、一九四一年、即チ昭和十六年  
 七月二十五日附、在米日支資產凍結令デアリマ  
 ス  
 日本國法律命令ノ中デ、第六十八番トシテ提  
 出サレルノハ、大日本帝國憲法デアリマ  
 第六十九番ハ皇室典範デアリマ  
 第七十番ハ内閣官制デアリマ  
 第七十一番ハ、企畫院官制デアリマ  
 證據番號第七十二番ハ内閣情報局官制デアリ  
 マ  
 ○フアーネス辯護人、被告重光ノ辯護人ト致シ  
 マシテ、此ノ證據書類ハ原文デアルカ、或ハ譯  
 文デアルカヲ質問致シマ  
 ○マンズフィールド檢察官、ソレハ日本語デア  
 リマシテ、日本政府ヨリ本檢察側ニ渡サレタモ  
 ノデアリマ  
 第七十三番ハ各省官制通則デアリマ  
 第七十四番ハ陸軍省官制デアリマ  
 第七十五番ハ海軍省官制デアリマ  
 第七十六番トシテ提出サレルノハ、外務省官  
 制デアリマ  
 證據番號第七十七番トシテ軍令ニ關スル件ヲ  
 提出シマ  
 第七十八番ハ參謀本部條例デアリマ  
 第七十九番ハ軍令部令デアリマ  
 第八十番ハ大本營令デアリマ  
 第八十一番ハ議院法デアリマ  
 證據番號第八十二番ノ下ニ法廷ニ提出サレル  
 ノハ、貴族院令デアリマ  
 第八十三番ハ樞密院官制及ビ事務規程デアリ  
 マ  
 第八十四番ハ國家總動員法、一九三九年即チ  
 昭和十四年法律第五十五號デアリマ  
 第八十五番ハ憲法公文一八八九年即チ明治二  
 十二年デアリマ  
 第八十六番ハ憲法前文デアリマ  
 第八十七番ハ拓務省官制デアリマ  
 第八十八番トシテ内務省官制ヲ提出シマ  
 第八十九番ハ軍需省官制デアリマ  
 第九十番トシテ大東亞省官制ヲ提出致シマ  
 第九十一番ハ文部省官制デアリマ  
 第九十二番ハ、俘虜收容所令及ビ俘虜情報局官  
 制デアリマ  
 第九十三番ハ陸海軍大臣ニ任ゼラレル者ハ現  
 役將官トスル旨ノ勅令、一九〇〇年即チ明治三  
 十三年、又ハ一九一三年即チ大正二年、及ビ一  
 九三六年即チ昭和十一年廣田内閣當時發令セラ  
 レ、再ビ陸海軍大臣ニ任命セラレル者ハ現役將  
 官トスル旨ノ勅令、モウツハ山本内閣當時發  
 令セラレ陸海軍大臣ハ豫備役將官ヲ以テ之ニ充  
 ツルコトヲ得ル旨ノ勅令デアリマ  
 第九十四番ハ宮内省官制デアリマ  
 第九十五番ハ内大臣府官制デアリマ  
 第九十六番ハ内閣參議並ニ行政監察使ニ關ス  
 ル勅令デアリマ  
 第九十七番ハ、一九四三年即チ昭和十八年十一  
 月ノ無任所大臣ヲ追加任命スルコトヲ規定スル  
 勅令デアリマ  
 第九十八番ハ、一九四一年即チ昭和十六年治安  
 維持法改正法律デアリマ  
 第九十九番ハ國家總動員法ニ基ク諸勅令デア  
 リマ  
 只今「ホロウイツ」氏ガ地圖ヲ準備シテ居リ  
 マスカラ、ソレヲ「ホロウイツ」氏ニ紹介サシ  
 テ戴キマ  
 ○ホロウイツ檢察官、證據番號第百番トシ  
 テ、一九四一年即チ昭和十六年七月三十一日附  
 ノ日本政府組織一覽表ヲ提出シマ  
 第百一番、是等ノ略圖ハ聯合國最高司令官ノ  
 命ニ依リ、日本國政府ニ依ツテ作製サレタモノ  
 デアリマシテ、終戰連絡中央事務局ガ確認シタ  
 モノデアリマ  
 (略圖掲示)  
 ○フアーネス辯護人、被告重光ノ辯護人ト致シ  
 マシテ、此ノ略圖ハ此ノ裁判ノ本公判ノ爲ニ準  
 備サレタモノデアルカ、又ハ檢察側ガ本公判ノ  
 爲ニ準備ヲ始メタ時以前ニ、既ニ出來テ居タ略  
 圖デアルカト云フコトヲ質問致シマ  
 ○ホロウイツ檢察官、檢察側ト致シマシテハ、

此ノ略圖ノ目的ノ如何ハ何等關係ナキモノデアリマシテ、實ヲ言ヘバ聯合國最高司令官ノ命ニ依リ、一般情報ノ爲ニ作成サレタモノデアリマシテ、檢察側ト致シマシテ最初ニ要求シタ文書デアアルデアリマス

○フアーネス辯護人 ソレデハ、私ハ此ノ略圖ハ正當デナイモノトシテ抗辯致シマス、ソレハ檢察側ハ、日本國政府ヨリ檢察側ニ提出サレタ書類ハ、正式ニ證據トシテ提出シ得ルト云フ裁判所ノ決定ノ範圍内ニナイ文書デアアルカラデアリマス、私ノ理解デハ此ノ裁判所ノ決定ハ既ニ存在シテ居ル書類ニ關スルモノダケデアリマシテ、本裁判ノ爲ニ準備サレタ書類ハ之ニ含まレテ居ナイト了解シテ居リマス

○ウエツブ裁判長 辯護人團ノ抗辯ハ記録致シマス

○ホロウイツツ檢察官 終戦連絡中央事務局勝部俊男氏ガ之ヲ證明シテ居ル證明書ヲ持ツテ居リマス

○フアーネス辯護人 デハ只今ノ抗辯ハ却下サレタデアリマス

○ウエツブ裁判長 イヤ、却下サレタノデアアリマセス、記録ニ留メタモノデアリマス

○フアーネス辯護人 デハソレノ決定ヲシテ下サイ

○ウエツブ裁判長 辯護士ガ希望サレ、バドウ解釋シテモ宜イデアリマスガ、此ノ文書ハ姦ニ取付ケラレ、ソシテソレヲ記録ニ留メラレタモノデアリマス

○ホロウイツツ檢察官 次ニ檢察側證據書類第一〇一號ヲ提出致シマス

○ホロウイツツ檢察官 是ハ一九三一年即チ昭和六年以降日本ニ依ツテ支配サレタ地方ヲ示ス地圖デアリマス、是等ノ地圖ハ聯合國最高司令官ノ命ニ依リ、第一復員省及第二復員省デ作成サレタモノデアリマシテ、兩復員省及日本終戦連絡中央事務局ノ軍事部確認シテ居ルモノデアリマス

○フアーネス辯護人 私ハ以前ト同様ノ抗辯ヲ

更ニ強ク申立テマス、ソレハ此ノ地圖ハ證明サレネバナラスモノデアルト云フ理由デアリマス

○ウエツブ裁判長 當裁判所ノ決定ハ前同様デアリマス

○ホロウイツツ檢察官 最初ノ地圖ハ一九三一年即チ昭和六年十二月ノ日本ノ占領地ヲ示スモノデアリマス

○清瀬辯護人 此ノ地圖ニ付テハ能ク調べテ申上デタイコトガアリマスカラ、其ノ正確サニ付テハ留保致シタイト思ヒマス、例ヘバ右ノ方ノ地圖ノ沿海州ノ國境ハ大變遷ツテ居リマス、アレハ張政峰事件ノ判斷ニ影響致シマス、是ハ一例デアリマスガ、全體ニ付テ更ニ調査致シタイト思ヒマス

○ウエツブ裁判長 清瀬辯護人ハ此ノ地圖ヲ是カラ先キ御研究ニナル時間ガアルト思ヒマス、抗辯ノ點ハ記録ニ留メマス

○ホロウイツツ檢察官 左側ノ地圖ハ一九三二年即チ昭和七年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 右側ノ地圖ハ一九三四年即チ昭和九年ヨリ、一九三六年即チ昭和十一年マデノ状態ヲ示シテ居リマス、其ノ間ハ大シク變化ハアリマセデシタ

○ホロウイツツ檢察官 次ノ右側ノ一九三七年トアル地圖ハ一九三一年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス(林モニター)訂正、一九三七年即チ昭和十二年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 次ニ一九三八年トアルマス左側ノ地圖ハ、一九三八年即チ昭和十三年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 次ノ右側ノ地圖ハ一九三九年即チ昭和十四年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 次ノ右側ノ(林モニター)訂正、左側ノ( )地圖ハ一九四〇年即チ昭和十五年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 次ノ一九四一年トアルマス右側ノ地圖ハ昭和十六年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 次ノ地圖ハ一九四二年即チ昭和十七年十二月三十一日ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 次ノ地圖ハ一九四三年即チ昭和十八年十二月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 次ノ一九四四年トアル左側ノ地圖ハ一九四五年即チ昭和二十年一月三十一日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○ホロウイツツ檢察官 最後ノ一九四五年トアル地圖ハ、右側ノ地圖ハ一九四五年即チ昭和二十年九月二日降伏文書ガ調印サレタ當日現在ノ状態ヲ示シテ居リマス

○マンズフィールド檢察官 私ハ只今マデ提出サレマシタ總テノ書類ヲ(林モニター)訂正追加、總テノ書類並ニ地圖及ビ略圖( )證據書類トシテ提出致シマス

○クライマン辯護人 私ハ本法院ノ手續規則ノ第一條A三、第三項ニ判事各位ノ注意ヲ促シマス、サウシテ檢察官側ニ此ノ書類ヲ提出スルニ當リ此ノ第一條ニ從ツテ居ルカ居ナイカト云フコトヲ質問シテ戴キタイト存ジマス、是等ノ書類ハ起訴狀ト同時ニ提出サレテ居ツタノデアアルカト云フコトヲオ尋ネ致シマス、若シサウデアリマシタナラバ其ノ時提出サレタ書類ガ、被告平沼ニ本日ヨリ十四日以前ニ提出サレテ居タカト云フコトヲオ尋ネ致シマス

○マンズフィールド檢察官 今マデ起訴狀ト共ニ此ノ書類ト提出サレタモノハ、サウイマセス

○ウエツブ裁判長 十五分間休養致シマス

午前十一時十五分開廷

○ウアンミーター執行官 再開致シマス

○ホロウイツツ檢察官 地圖ニ關シマシテ訂正ヲ致シタウツガイマス、一九四五年ト記シテアリマス、右側ノ最後ニ出マシタ地圖ニ付キマシテ修正ヲ致シマス、私ハ此ノ地圖ハ一九四五年九月二日ノ状態ヲ示シテ居ルト申立デマシタケレドモ、實ハ一九四五年八月一日、日ソ開戦前ノ状態ヲ示シテ居ルデアリマス

○フアーネス辯護人 檢察側ガドウ云フコトヲ基礎ニ致シマシテ、或ル時期ニ於テノ國際事情、或ハ状態ヲ示シテ居ルト云フデアリマスカ、是ハ日本政府ガ之ヲ證明シタトカ、サウ云フヤウナコトガアルデアリマス

○ホロウイツツ檢察官 之ニ付キマシテ、公式ノ證明書ヲ持ツテ居リマシテ、地圖ノ複製セラレマシタ時期ト、其ノ示ス時期ニ付テノ眞正ノ證明スルモノデアリマス

○フアーネス辯護人 私ノ諒解致シマス所ニ依リマス、此ノ地圖ハ檢察側ノ要求ニ依ツテ作ラレタモノデアリマシテ、其ノ眞正サニ付テ留保ヲ致シマス

○マンズフィールド檢察官 今マデ起訴狀ト共ニ此ノ書類ト提出サレタモノハ、サウイマセス

○ウエツブ裁判長 十五分間休養致シマス

午前十一時十五分開廷

○ウアンミーター執行官 再開致シマス

○ホロウイツツ檢察官 地圖ニ關シマシテ訂正ヲ致シタウツガイマス、一九四五年ト記シテアリマス、右側ノ最後ニ出マシタ地圖ニ付キマシテ修正ヲ致シマス、私ハ此ノ地圖ハ一九四五年九月二日ノ状態ヲ示シテ居ルト申立デマシタケレドモ、實ハ一九四五年八月一日、日ソ開戦前ノ状態ヲ示シテ居ルデアリマス

○フアーネス辯護人 檢察側ガドウ云フコトヲ基礎ニ致シマシテ、或ル時期ニ於テノ國際事情、或ハ状態ヲ示シテ居ルト云フデアリマスカ、是ハ日本政府ガ之ヲ證明シタトカ、サウ云フヤウナコトガアルデアリマス

○ホロウイツツ檢察官 之ニ付キマシテ、公式ノ證明書ヲ持ツテ居リマシテ、地圖ノ複製セラレマシタ時期ト、其ノ示ス時期ニ付テノ眞正ノ證明スルモノデアリマス

○フアーネス辯護人 私ノ諒解致シマス所ニ依リマス、此ノ地圖ハ檢察側ノ要求ニ依ツテ作ラレタモノデアリマシテ、其ノ眞正サニ付テ留保ヲ致シマス

○マンズフィールド檢察官 今マデ起訴狀ト共ニ此ノ書類ト提出サレタモノハ、サウイマセス

○ウエツブ裁判長 十五分間休養致シマス

午前十一時十五分開廷

○ウアンミーター執行官 再開致シマス

○ホロウイツツ檢察官 地圖ニ關シマシテ訂正ヲ致シタウツガイマス、一九四五年ト記シテアリマス、右側ノ最後ニ出マシタ地圖ニ付キマシテ修正ヲ致シマス、私ハ此ノ地圖ハ一九四五年九月二日ノ状態ヲ示シテ居ルト申立デマシタケレドモ、實ハ一九四五年八月一日、日ソ開戦前ノ状態ヲ示シテ居ルデアリマス

○フアーネス辯護人 檢察側ガドウ云フコトヲ基礎ニ致シマシテ、或ル時期ニ於テノ國際事情、或ハ状態ヲ示シテ居ルト云フデアリマスカ、是ハ日本政府ガ之ヲ證明シタトカ、サウ云フヤウナコトガアルデアリマス

○ホロウイツツ檢察官 之ニ付キマシテ、公式ノ證明書ヲ持ツテ居リマシテ、地圖ノ複製セラレマシタ時期ト、其ノ示ス時期ニ付テノ眞正ノ證明スルモノデアリマス

○フアーネス辯護人 私ノ諒解致シマス所ニ依リマス、此ノ地圖ハ檢察側ノ要求ニ依ツテ作ラレタモノデアリマシテ、其ノ眞正サニ付テ留保ヲ致シマス

此ノ規定ニ對スル解釋ヲ申上ゲマシテ、此ノ規定ハ六月四日ノデアリマスカ、之ニ、即チ抗辯ニ對スル規定ニ付テ、我々ノ解釋ヲ申上ゲマシテ、ソレガ正シイカドウカト云フコトヲ伺ヒタリノデアリマス

其ノ規定ハ次ノヤウデアリマス、一切ノ被告人ハ提出セラレマシタ證據ニハ、關係ガナイ、若クハ無關係デアアル、實質の違フ、若クハ其ノ他ノ理由ニ付テ抗辯ヲナスコトガ出來ルト云フコトガ規定サレテ居ルデアリマス、此ノ書類ノ受理ハ、一切ノ場合ニ於テ正シイ抗辯ヲ、及ビ異議ヲ妨ゲナイノデアリマス、辯護人側ノ權利ト云フモノハ、證據物ガ實質の或ハ其ノ關聯性若クハ真正等、實質の理由ニ基キテ抗辯ヲシ得ルト云フコトデアリマシテ、斯カル證據物ガ、本日ナサレマシタヤウニ、多數ヲ以テ提出、證據物トシテ提出サレル場合ニデアリ、又此ノ裁判審理ノ或ル事態ト關聯シテナサレル時ニ、斯ウ云フ權利ガ生ズルデアルト解釋スルノデアリマス、斯ウ云フ權利ガ存スルト解釋スルノデアリマス、辯護人ハドノ書類ガドノ被告人ニ、又ソレヲドウ云フ風ニ關係ガアルカト云フコトガ、目下不明デアアルデアリマスカラ、執リ得ル方法ハ、即チ各個別ニ抗辯ヲ、抗辯ヲシ、異議ヲ申上テルヨリ外ハナイノデアリマスカ

○マンズフィールド檢察官 檢察側ハ、辯護側ト同ジ解釋ヲ持ツテ居ルデアリマス、但シ「アックユラシ」ト云フ字ヲ「オーデンシ」ト云フ字ニ替ヘタイノデアリマス

○ウエツ判長 辯護人ノ大多數ハ本法廷ノ條例ヲ正確ニ解釋シテ居リマス、正確ト云フ言葉ガ「オーデンシ」ト云フ代リニ使ハレテ居リマス、各書證ガ提出セラレル毎ニ異議ヲ申上テルト云フコトハ、是ハ不必要ノコトトナリマス

○ノーラン檢察官 本審理ノ特定ノ部分ヲ紹介致シマス者トシテ、私ハ日本ノ憲法組織ヲ説明スル義務ヲ持ツテ居ルデアリマス、私ノ申上ゲマスコトハ議論デアリマセヌノデ、殆ド全部

既ニ證據トシテ受理セラレマシタ法規ニ基クノデアリマス、此ノ兩者ハ或ハ不完全デアアルカモ存ジマスガ、是ガ日本政府ノ組織ノ説明ハ此ノ審理ヲ迅速ニサセル、又辯護、檢察兩方ノ興味ノアル問題デアラウト存ジマス、又同時ニ決定セラレベキ問題ニ付テ裁判所ノ援助トナルコトヲ希望スルノデアリマス

序論

日本帝國建國ノ公式ニ認メラレタル年ハ西歴前六百六十年デ、其レヨリ西歴六百四十五年ニ至ル迄ハ日本ノ統治形式ハ蕃族のデアツタツテヨイデアラウ

其レハ勿論原始的の政治形態デアツタガ西歴六百四十六年ニハ此ノ蕃族の制度ハ廢棄セラレタ、第七、八ノ兩世紀中ニ三人ノ宮中顧問官ヨリ成ル國民參議院ト入省ノ行政府トニヨリ構成セラレタル京都ニ首都ヲ置ク中央政府ガ出來タ、地方ヲ統治スル長官ハ天皇ニ依リ任命サレ、地區ヲ治メル代官ハ地方長官ニ依リ任命サレタ

皇室ハ京都ニ隔離サレ、千八百六十七年ノ明治維新前迄、數世紀ニ亘リ將軍家ヤ其ノ他ノ大名ガ日本ヲ統治シタ

十五代ニ亘ル將軍ニヨリ統治セラレタル徳川幕府ハ千六百三十年ヨリ千八百六十七年迄續イタ、其レハ十分中央集權化サレ且ツ帝國ノ全區域ニ其ノ職權ノ及ベル廣汎ナル封建の官吏制ノ基礎ノ上ニ建テラレタル獨裁の武家政府デアツタ、天皇ハ數世紀ニ亘リ爲シ來ツタト同様ニ政治ニ參與スルコトナク儀式的の君臨シ政治ノ中央機關ハ參議院デアツタ

徳川幕府崩潰ノ經濟的原因ハ多々アル、徐々デ而モ着々タル貨幣經濟ノ發展ト商人階級ノ成長トハ封建制度ノ土著ノ浸蝕スルニ決定的效果ヲ有シタ、更ニ皇室費ハ大部分土地ヲ以テ支拂ハレ、從テ廣大ナル免稅地ガ生ズルニ至ツタ。其ノ結果トシテ、中央政府ノ收入ハ甚シク減ジ遂ニ政府機構ハ榮衰失調ノ爲崩潰スルニ至ツタ

第十五代目ニ當リ最後ノ將軍ハ千八百七十六年反抗スル事ナクシテ其ノ稱號ヲ放棄シタ、續イテ帝政ガ布告サレ、明治天皇ノ下ニ維新ガ始

マツタ、政府ハ千八百六十八年ニ京都ヨリ江戸ニ移サレ、江戸ハ東京又ハ東都ト改稱サレタ

封建制度ハ千八百七十一年ノ勅語ニ依リ廢棄サレ、國家再建ハ其ノカラ始マシタ、間モナク重要ナル行政の改變ガ行ハレタ、今日ノ政府機關ノ多クハ其ノ期間ニ創ラレ、其ノ若干ハ後程論議スルガ、現在ノ憲法機構内デハ活動セズシテ其レハ關係ナク、獨立シテ活動シテキル

日本ガ西洋諸國トノ貿易ヲ開イタ後多數ノ日本人ニ依ツテ西洋ノ政治の觀念ガ取リ上ゲラレ從ツテ或形式ノ代表の立憲政治ニ對スル要求ガ激シクナリ遂ニ天皇ヲシテ議會制度ノ設立ヲ約スル勅令ヲ發セシメル事ガ可ナリト考ヘラレリニ至ツタ

千八百八十一年十月十二日ノ勅令ハ次ノ如キ宣言ヲ含ンデキル。即チ

「朕ハ明治二十三年(千八百九十年)議會ヲ設立スベシト天皇ノ大權ニ對スル制限並ニ議會ノ構成ニ關シテ朕ハ追テ之ヲ決定發布ス」

日本ノ行政活動ヲ十分理解スルニハ帝國憲法ハ政府ノ中心の法律文書デアアルガ、其レハ確カニ全面的の支配力ヲ有シナイトノ事實ヲ知ル必要ガアル。日本ノ政府ハ帝國憲法トハ別個ニ創ラレタル多數政策ヲ作ル諸團體ノ下デ活動スル。政府ノ組織ハ垂直的のデ、法律、命令、詔勅ハ臣民ニ下ルデアアル。法律ト命令トノ主ナル相違ハ法律ハ現存ノ如何ナル命令ヲモ變最シ得ルガ命令ハ現存ノ如何ナル法律ヲモ變更シ得ナイ點ニアル(憲法第九條)

日本人ハ中央集權化シタ君主政府ヲ運營センガ爲西洋諸國ヨリ最善ノモノヲ採ラシト斷乎タル努力ヲ爲シタル外、早クヨリ彼等ガ使用シ得ルト考ヘタ全テ科學的知識ヲ帝國ニ輸入シタ、即チ通信制度、電信、電燈、電話、鐵道及船舶等、之等ハ全テ該君主政府ガ其ノ再ビ獲得シタ權勢ノ地位ヲ固メルニ必要トサレタ

レト近以シテキル

男子選舉權、大臣ノ責任、樞密院、政黨、貴族の上院ヲ有スル二院制議會、樞密投票、知事及市長、帝國法典、憲法、陪審ニ依リ裁判、行政裁判所、此レ等ノ全テハ近代日本政府ノ特徵デアアルガ右ノ中一ツトシテ日本ニ固有ナルモノハナイ

コレヨリ先ニ述ベテ置クベキデアツタノデアアルガ日本ニ於テハ勅令ノ力ハ法令ノ效力及賦與セラレタル機能以上ニ行クガ、英吉利及亞米利加ニ於テハ勅令ノ力ハ右ノ二者ニ對シ全的のデアナイガ本質的の制限サレルト云フ事デアアル

憲法ノ下デ勅令ハ多クノ西洋諸國ニ於テハ立法部ニ委任セラレテ居ル幾多ノ目的ヲ達成スルノデアアル、尙日本ニ於ケル勅令ハ行政部ガ限ラレタ範圍ノ固有ノ立法力ヲ任意ニ行使スルト云フ歐洲大陸國家ノ様式ニ從フモノデアアル

此ノ日本ニ於ケル勅令ニ依リ固有ノ立法力ハ他ノ如何ナル立憲政治國ヨリモ強力デ且全行政の階級組織ヲ定メル權及陸海軍ノ編成並ニ平時態勢ヲ決定スル權及戰ヲ宣スル權、和ヲ講スル權、條約ヲ締結スルノ權ヲ包含スルモノデアアル

一 憲法外ノ國憲の團體

帝國憲法ヲ論スル前ニ「目ニ見エヌ」公然活動スルコトナク憲法ノ外部ニアル行政の權力ヲ有スル團體及官廳ニ就テ述ベル、此等ノ機關ハ憲法外ノ國憲の機關ト云ツテ良イデアラウ、此レ等ハ憲法ニ依リ創ラレタ形式の構造ニ生氣ヲ與ヘルモノデアアル、何トナレバ此レ等ハ傳統ノ力ニ依リ天皇ニ對シ進言ヲ爲ス權能ヲ有スルカラデアアル

此レ等憲法外ノ國憲の機關ノ機能及構成員ニ就テハ本論議ノ第二段ニ於テ十分探求且説明ヲ爲スコトニスル、差シ當ツテハ其レ等機關ノ機能ハ憲法ノ如キ自體ニ於テ自動力ヲ持タヌ文書ヲ極メテ興味アル行政手段ニ變化セザル事ニアルト説明スレバ十分デアラウ

是等ノ機關ハ次ノ如キモノデアアル

一 御前會議 之ハ最重要大ナ時局ニノミ職分

ヲ行フモノデア

二 元老 元老ノ輔弼ハ天皇ノ直接ノ要求ニ基  
イテ行ハレタ。元老ハ最後ノ生存者デアツタ  
西園寺公ノ死ヲ以ツテ終ツタ

三 重臣 重臣ハ元老ヨリ遅レテ存在スルニ至  
リ或ル見地ヨリ觀レバ元老ノ職分ヲ代行シテ  
キル様ニ見エル。重臣ノ意見ハ重大ノ緊急事  
態ニ際シテ求メラレ

四 天皇ノ軍事會議

イ 元帥府、之ハ一八九八年ニ確立セラレ、皇  
族及最高ノ陸海軍將校ヲ以テ組織サレタ  
ロ 軍事參議院、之ハ諸種ノ勤務ガ西洋ノ方  
式ニ修復サレツ、アツタ一八八七年ニ於テ  
創始セラレタ。ソシテ一九〇三年勅令第二  
九四號ニ依テ明確ニ確立セラレタ

一 内大臣 之ハ天皇ニヨツテ直接任命セラレ  
ル  
二 宮内大臣 之モ亦、天皇ニヨツテ直接任命  
セラレ、皇室ニ關スル事務ノ處理ヲ管掌ス  
ル。宮内大臣ハ内閣ノ一員デハナイ

三 帝國憲法  
制定ノ由來  
イ 世界旅行  
一八八四年公爵伊藤博文ハ二年間ノ研究  
ト西洋諸國ノ指導ノ政治家殊ニ「ビスマー  
ク」ト親密ナ交際ノ後獨逸カラ歸國シタ。  
伊藤ノ外遊ハ夙ニ十年前ヨリ始ツタ幾多ノ  
旅行ノ最後ノモノデアツタ。其等外遊ノ内  
岩倉ノ使命ガ最も有名デアツタ。伊藤ガ歸  
國スルニ當リ彼ト彼ト助手ハ憲法編成ニ到  
ラシメル總ベテノ準備ノ文書ノ起草ニ着手  
シタ

ロ 行政革新ノ任務  
此ノ任務ハ皇室ニ與ヘラレ、他ノ政府機  
關ニ與ヘラレナカッタ。一八八八年五月、樞  
密院ハ此ノ任務ノ最後ノ審議ニ當ツタ。樞  
密院會議ハ宮中ニ於テ屢々開催サレ多クノ  
場合天皇ハ親臨セラレタ

ハ 獨逸ノ影響

主權在民ノ英國或ハ米國ノ民主主義的思想  
ヲ概念ハ當時ノ日本人ノ制度、心理ニハ  
適合スルコトハ出來ナカッタ。從テ伊藤ハ  
英國或ハアメリカ合衆國カラ殆ンド學ブト  
コロガナカッタ。他方ニ於テ「ビスマーク」  
ノ獨逸統一ハ日本人ノ胸ニ訴ヘルモノガア  
ツタ。日本憲法ハ獨逸ノ影響ヲ非常ニ受ケ  
テキルト言フコトガ出來ル

二 憲法附屬法令ノ發布  
イ 特色  
日本憲法ハ七十六條ト言フ簡單ナ構成ヲ  
採ツテキテ多クノ他ノ國民ノ憲法ヨリ簡單  
デア。用語ハ簡潔デア。其レハ一八八  
九年二月十一日勅令ニヨツテ發布サレタ。  
ロ 他ノ法律勅令  
斯クシテ制定サレタ憲法ハ單ニ骨組ニ過  
ギナイノデアツテ、一八九九年憲法ト共ニ  
發布サレタ重要ナ法律勅令ハ次ノ如キモノ  
デアツタ

(一) 議院法  
(二) 貴族院令  
(三) 貴族院議員選舉ニ關スル勅令  
(四) 内閣官制ニ關スル勅令  
(五) 命令ノ廢止及違反ニ關スル罰則ノ件  
(六) 裁判所構成法  
(七) 行政裁判法  
(八) 會計検査院法

三 憲法ノ條章  
イ 第一章ハ天皇ヲ規定シテキル。最初ノ數  
條ハ天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス。ト言  
フコトト萬世一系ノ天皇ガ永久ニ日本ヲ統  
治スルコトヲ規定シテキル。  
憲法上ノ天皇ノ地位ニ關シテハ伊藤ガ其  
ノ著「帝國憲法義解」ニ於テ次ノ如ク述ベテ  
キル

一、神聖ナ日本ノ皇位ハ皇祖ヨリ承ケ繼ギ  
皇子孫ニ傳ヘラルベキモノデア。國家  
ヲ統治スベキ權力ハ皇位ノウチニ存在ス  
ル。主權ニ關スル明確ナ簡潔ガ憲法ノ條  
章ニ特ニ示サレテ居ルコトハ、新ニ定メ

ラレタ意見ガ憲法ニヨツテ述ベラレテ居  
ルコトヲ決シテ意味スルモノデアハナイ。  
反對ニ、本來ノ國ハ其レニヨツテ決シ  
ク變更セラレズシテ更ニ前ヨリモ更ニ強  
ク確認セラレテ居ルモノデア。

「天皇ハ親ララ憲法ヲ欽定シ國家ノ根本  
法トナシ、君主及人民ノ兩者ニヨツテ適  
守サレナシメラヌモノトシタ。」  
「國家ヲ統治シ人民ヲ支配スル手段デア  
ル總ベテノ立法權竝ニ執行權ハ此ノ最も  
崇高ナ貴人ニ統一サレ。斯クシテ其ノ  
貴人ハ例ヘテ言ヘバ、國ノ政治的生活ノ  
總テノ分岐シタ糸ヲ其ノ手ノ中ニ總攬ス  
ルノデア。其ノ關係ハ丁度人體ニ於ケ  
ル腦髓ガ手足竝ニ人體ノ各部分ヲ通ジテ  
表現サレル總テノ精神的活動ノ根源デア  
ルト同ジデア。」

第二章ハ臣民ノ權利義務ト題セラレテキ  
ル。臣民ノ權利ノ中ニ信教ノ自由、言論ノ  
自由、法律ニ依ルニ非ズシテ逮捕サレ又自  
由、所有權ノ保護ガ規定サレテキル。義務  
ノ中ニ陸海軍ノ兵役ノ義務及納稅ノ義務  
ガ規定サレテキル

第三章ハ帝國議會ニ關係シテキル  
第四章ハ國務大臣及樞密院ニ關係シテキ  
ル  
第五章ハ司法部ノ組織及裁判權ヲ述ベテ  
キル

第六章ハ議會其ノ他ノ政府ノ機關ノ財政  
上ノ權力ヲ決定シテキル  
第七章補則ハ皇室典範、憲法ノ改正ニ關  
スル規定及憲法制定以前ニ制定サレタ有ラ  
ユル法律、規則、命令ノ憲法ニ矛盾セザル  
限リ遵由ノ效力ヲ有スル規定ヲ含ム

四 内閣

内閣官制ノ永久性ニ關スル勅令シ千八百八十九  
年(明治二十二年)九月ニ發セラレ、初期時代ニ  
於ケル内閣ハ千八百八十五年(明治十八年)ニ設  
立サレ同時ニ大政官ハ發セラレタ。憲法中ニハ

推測スルノ外内閣ニ關シテハ何等記述スルトコ  
ロナキハ注意スベキ事デア

憲法第五十五條ハ左ノ如ク規定ス  
「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責任ニ任ズ凡テ法  
律、勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ  
副署ヲ要ス」ト

各省大臣ハ總理大臣ノ推薦ニヨリ天皇之ヲ任命  
ス。内閣ノ創設ニ關シ伊藤公ハ其ノ憲法註釋ニ  
曰ク  
「内閣ノ組織ヲ改メ諸省大臣ヲシテ天皇ニ奉戴  
シ各々其ノ責ニ當ラシメ統フルニ内閣總理大臣  
ヲ以テシ一ハ以テ各大臣ノ職權ヲ重クシ擔任ス  
ル所ヲ知ラシメ二ハ以テ内閣ノ統一ヲ保チ多岐  
分裂ノ弊無カラシメタリ」ト

一 閣員  
内閣ノ組織  
イ 特定ノ權限及任務ヲ有スル内閣總理大臣  
ハ宮内大臣ノ推薦ニヨリ天皇之ヲ任命ス  
ロ 各部大臣十二名ハ總理大臣ノ推薦ニヨリ  
天皇之ヲ任命ス。即チ  
陸軍、海軍、內務、外務、大藏、農林、拓  
務、商工、逓信、鐵道、文部、司法及皮厚  
生

ハ 内閣官制第十條ノ規定ニヨリ此ノ外無任  
所大臣四名迄ノ内閣員ニ列セシメラル、コ  
トアリ。無任所大臣ノ任務ハ後述スルトコ  
ロノ團體即チ大政翼贊會及政黨政治會ノ  
如キ經濟的又ハ政治的團體トノ連絡又ハ接  
衝ニ當リ爲メノ手段トシテ用ヒラレタモノ  
デア

二 職掌  
伊藤公ノ註釋ハ新憲法創案者ノ企圖セル所ヲ  
指摘シテ曰ク  
「第一大員ハ其ノ固有職務ナル輔弼ノ責任ニ  
ズ而シテ君主ニ代リ責任ニ任スルニ非ザルナ  
リ 第二大員ハ君主ニ對シ直接ニ責任ヲ負ヒ  
又人民ニ對シ間接ニ責任ヲ負フ者ナリ 第三  
大臣ノ責ヲ裁判スル者ハ君主ニシテ人民ニ非  
ザルナリ何トナレバ君主ハ國ノ主權ヲ有スレ  
バナリ 第四大臣ノ責務ハ政治上ノ責任ニシテ

刑事及民事ノ責ト相關涉スルコトナク又相抵觸シ及ビ乘除スルコトナカルベキナリト  
 内閣ハ第一義的ニハ天皇ニ對シ責任ヲ有シ、選舉ニ依ル國家ノ立法部即チ衆議院ニ對スル責任ハ第二義的ナルヲ以テ衆心ノ制肘ヲ受クルコト比較的僅少ナリ

- 一、法律案及豫算案決定
- 二、外國條約及ビ重要ナル國際條件
- 三、官制又ハ規則及ビ法律施行ニ係ル勅令
- 四、諸省間ノ主管權限ノ爭議
- 五、天皇ヨリ下付セラレ又ハ帝國議會ヨリ送致スル人民ノ請願
- 六、豫算外ノ支出
- 七、勅任官及地方長官ノ任命及進退

其ノ他各省主任ノ事務ニ就キ高等行政ニ關係シ事務體積ノ重キ者ハ總テ閣議ヲ經ベシ是ノ職掌ハ總テ總理大臣統督ノ許ニ内閣之ヲ執行ス

- 三、内閣ニ於ケル總理大臣ノ職掌
- 總理大臣ハ親任官ニシテ其ノ職掌及權限次ノ如シ
- イ 直接天皇ヲ輔弼ス
- ロ 行政各部ノ統一ヲ保持ス
- ハ 凡ユル公務ニ際シ内閣ヲ代表ス
- ニ 行政各部ノ處分又ハ命令ヲ中止セシムル命令ヲ發スルコトヲ得
- ホ 閣令ヲ發スルコトヲ得
- ハ 警視總監、北海道長官及府縣知事ヲ指揮監督ス

ト 奏任級ノ宮司及副宮司ノ任命  
 内閣總理大臣ハ同時ニ國務大臣ヲ兼務スル權限ヲ有シ、行ハレタル所デア  
 伊藤公ハ内閣總理大臣及各省大臣トノ關係ニ關シテ曰ク

「内閣總理大臣ハ機務ヲ奏宣シ旨ヲ受ケテ大政ノ方向ヲ指示シ各部統督セザル所ナシ職掌既ニ廣ク責任從ツテ重カラザルコトヲ得ズ」ト  
 斯ク伊藤公ハ總理大臣ヲシテ冠首トナシ大

政ノ方向ヲ指示シ各部統督ノ責任ヲ持タシメ  
 四 内閣ニ於ケル國務大臣ノ職掌  
 陸軍及海軍大臣ヲ除クノ外各省大臣ハ總テ親任官ニシテ總理大臣ノ推薦ニヨリ天皇之ヲ任命ス。此際日本官吏ノ官等ヲ記述スル事ハ最モ適當ナル事ナラン 左ノ如シ

- 親任官、天皇親ヲ任命シタル者
- 勅任官、總理大臣ノ推薦ニ基キ直接天皇ニヨリ任命セラタル者
- 奏任官、天皇ノ承認ノ許ニ總理大臣ニ依リ任命セラタル者
- 判任官、各省大臣ニヨリ任命セラタル者
- 各省大臣ハ總括的ニ云ヘバ次ノ三ツノ任務ヲ有ス
- イ 主任ノ事務ニ就キ之ヲ閣議ニ附スルコト
- ロ 必要ナル場合ハ他ノ大臣ニ對シ自己ノ職務ヲ委任スルコト
- ハ 自省ニ於テ起草シタル全テノ法律命令詔勅ニ署名スルコトニヨリ之ヲ有效ナラシムルコト

伊藤公ハ方策ニ對スル大臣ノ責任ハ形式的ニ法律ニ署名シタルガ故ニ非ズシテ補弼ノ任ニ在ルト云フ事實ニ基クモノナルコトヲ明カニシタ

- 五、官制
- 内閣ノ行政ハ官房、局、院並ニ多數ノ委員會ニ依リ執行セラレ
- イ 官房
- 官房ハ内閣書記官長ニ依リ統轄セラレ
- ロ 院
- (一) 企畫院
- 企畫院ハ總裁ヲ戴キ内閣ノ最モ重要ナル部門デア。企畫院ハ千九百三十七年(昭和十二年)五月十四日勅令ニ依リ創設サレ、同勅令ニ依リ同一ノ機能ヲ有セシ調査院ハ廢止セラレタ
- 企畫院ハ機構ノ上デハ國策策定ノ爲ノ一部門トシテ内閣ノ一部ヲ爲シテ居ル
- 企畫院ノ機能ハ彼上勅令第一條ニ記サレ

テ居ル。即チ  
 (イ) 總理大臣ノ命令ニ基キ適切ナル觀察ニヨリ重要國策並ニ其ノ調整ノ兩者ニ關シ進言スルコト。  
 企畫院通例ノ機能ハ各省間ニ於ケル諸事項ノ衝突ヲ避ケ且ツ調整スルガ如ク總理大臣ヲ援ケルニアル  
 (ロ) 各省大臣ヨリ内閣ニ對シ提出セラレタ重要施策ノ研究シ並ニ適當ナル進言ヲナスコト。各省ヨリ提出セラレタ政策ハ本院ニ附企畫院ハ此ヲ其ノ重要性ニ照シテ研究シ又全國策統一ノ見地ヨリ此ヲ檢討スル  
 各大臣ハ自省ノ要求ヲ熟知シテ居ル。シカシ各省間ノ此等要求ノ調整ハ總理大臣單獨ニ非ズシテ、ムシロ本院ニ依リ取扱ハレ

(ハ) 重要政策ノ檢討並ニソノ調整方法ノ研究ヲナスコト  
 調整方法ノ研究ガ本院ノ「恒常機能」デア。本院ハカ、ル事項ニ關スル其ノ決定ヲ公表セズト雖モ總理大臣ハ、ハ必ス之ヲ提出スル  
 (ニ) 提出セラレタ政策ニ對スル豫算見積額ノ査定ニ關シ進言ヲナス事  
 本院ハ其ノ機能遂行上必要アル場合ハ説明資料ノ請求ヲ爲スコトガ出來ル

- 企畫院ノ構成ハ左ノ如シ
- (イ) 總裁
- (ロ) 次長
- (ハ) 常任評議員 二十名
- (ニ) 補助 評議員 十五名
- (ホ) 正規職員タル本官及ビ屬官
- (ト) 各省カラノ常任顧問
- (チ) 必要ナル場合ハ技術顧問
- 連絡官ヲ派遣スルコトヲ要スル
- 其ノ後ノ機構ノ改正ニ依リ總裁ハ無任所大臣中ヨリ任命セラレ、コトトナツタ

法制局ハ議會ニ提出セラレルベキ政府ノ全法律案並ニ命令ヲ起草スル。法律命令ノ改正又ハ廢止ニ基ク全テノ變更ハ本局ニ集マル。長官ハソノ遂行スル職務ノ關係上閣議ニ列席シ發言スルコトヲ得ル  
 (三) 賞勳局  
 賞勳局ハ有功勳章、記章恩給ノ授與ヲ取扱フ  
 (四) 對滿事務局  
 對滿事務局ハ滿洲ニ關シ起ル諸事項並ニ關東州租借地ニ關スル事項ヲ執掌スル  
 (五) 情報局  
 情報局ハ内閣ノ對公衆關係ノ機關デア。政府ノ對公衆關係業務ヲ中央ニ集メル爲情報委員會ガ千九百三十六年(昭和十一年)七月ニ創設セラレ千九百三十七年(昭和十二年)九月内閣情報局ト改メラレタ

總動員法ニ依リ賦與セラレタ權力ノ下ニ各官廳ノ情報課ハ一ツニ統合セラレタ  
 外務省情報局、陸軍省情報局、海軍省情報部及内務省警保局圖書檢閱課ハ全部新情報局ニ統合セラレタ。其ノ機構ハ總裁(通常無任所大臣)次長、書記官、技術者、專門家等五十一名ヨリ成ル  
 最初ハ五局アリ各局ノ機能ハ主トシテ國內國外ノ弘報、檢閱報導及ビ放送ノ取締ノ如キ事項ニ關スルモノデアツタ  
 戰時中情報局ハ内外宣傳ノ取締ヲ爲ス様ニ更ニ改組セラレタ  
 ソレハ、課ニ分レ國策ニ關スル情報ヲ蒐集、普及シ國內ノ總ラユル刊行出版物ヲ檢閲シ、放送、映畫並ニ音樂、演劇娛樂ヲ統制スル

○ウエツブ裁判長 一時、十分マデ休憩致シマ  
 ○ウアンミーター執行官 午後一時三十分再ビ開廷致シマス  
 午後零時五分休憩

午後一時三十分開廷  
 ○ウアンミスター執行官 極東國際軍事裁判ヲ  
 開廷致シマス  
 ○ノーラン檢察官 (續)  
 (六) 支那事務局  
 該局ハ一九三八年十二月十六日一般勅  
 令ニ依リ設立セラレ占領地域ニ於ケル民  
 間事務ヲ掌ル。外務省並ニ拓務省ノ支那  
 事務局ノ職掌ハ該新局ニ移サレタ  
 全東亞諸政策管理及ビ施行ハ該局ニ集中  
 サレ該局ノ特定政務ハ次ノ如クデア  
 (イ) 支那問題ニ關スル政治、經濟文化  
 問題  
 (ロ) 前記項目ニ含マレル事務ニ關シ執  
 ラルベキ政府施策ノ研究調査  
 (ハ) 事業關係者ノ支那ニ於ケル事業取  
 引ノ統制ト共ニ、支那ニ於ケル事業經  
 營ノ目的ヲ種別法ニ基ヅイテ設立セラ  
 レタ諸會社經營ノ監督  
 (ニ) 支那ニ關スル種々ノ諸官廳ノ管理  
 事務ニ於ケル統制ノ維持、重要ナ北支  
 開發株式會社、並ニ中支振興株式會社  
 ハ該局ノ管理ヲ受ケテ居リ此等二會社  
 ハ、支那ニ於テ大活動ヲ爲シテホ  
 此ノ局ノ組織ハ、必然的ニ大キクソノ  
 總裁ハ職權ニヨリ總理大臣デア  
 大藏、外務、陸海軍各大臣ハ副總裁ヲ勤  
 メル理事長ハ眞ノ行政官デア  
 長ハ五十名ノ官吏ト六十名ノ書記ヲ有  
 シ四ツノ局即チ政務、經濟、文化、技  
 術ノ四局ノ職員ヲ構成スル

(七) 其ノ他ノ局  
 ソノ業務ガ一定シ(一人ノ)管理者ニ依ッ  
 テ遂行サレル諸局ハ就中統計、恩給並ニ  
 印刷局デア  
 會 議  
 (一) 內閣顧問會議  
 此ノ組織ハ、千九百三十七年七月支那  
 事變勃發ノ結果、千九百三十七年十月  
 十五日勅令ニ依リ創設サレタ

該會議ノ目的ハ、特ニ支那事變ニ依リ生  
 ジタ我國内外ノ事柄ニ關スル資料ノ研究  
 シ且ツ之ヲ手近ニ得テ支那事變ニ關シテ  
 內閣ノ、審議企畫ニ參與スルニアツタ  
 ココニ始メテ實業家、工業家ハ高位官  
 職ニ於テ軍部及ビ外交官ト結ビツイタノ  
 デアル  
 全職員ハ顧問ト呼バレ入數ハ十二人デ  
 アル  
 (一) 中央經濟會議  
 各省ハ其ノ省ノ財政ノ細目ヲ總理大臣  
 ニ提出シ總理大臣ハ提出サレタ細目ヲ順  
 次ニ此ノ會議ニ附託スル  
 二 委員 會  
 常任委員會議並ニ臨時委員會ハ各局ニ代リ  
 特殊ナ業務ヲ行フ、ソノ委員會ノ名稱ハ次  
 ノ通り各、其ノ職掌ヲ示ス  
 (イ) 高等試驗委員會  
 (ロ) 教育調査委員會  
 (ハ) 中央統計委員會  
 (ニ) 恩給裁決委員會  
 (ホ) 資源調査委員會  
 (ヘ) 米穀調査委員會  
 (ト) 臨時委員會  
 此等ノ委員會ハ必要ニ應ジ時々設ケラレ  
 例ヘバ選舉違反ノ矯正ノ様ナ事柄ヲ取扱  
 フ

六 閣 議  
 內閣會議ハ外部ニ公開セズ秘密ナモノデア  
 リ、且、內閣會議ノ正式記録ガ(内部ニ)保持  
 サレテ居ル間公表サレナイ  
 議題ヲ票決ニ附スル事ハ稀デアリ、意見ノ  
 相違ハ閣議ニ於テ、トチラカニ委託サレルカ、  
 サモナケレバ最後決定ハ首相ニ托サレルノデ  
 アツテ唯一ツノ決議或ハ意見ガ公表サレルノ  
 デアル。內閣ハ日本デハ種々ノ理由デ倒レ  
 ル

內閣崩壞ノ理由ハ  
 (イ) 軍部ノ反對  
 (ロ) 貴族員或ヒハ衆議院ノ反對

(ハ) 樞密院ノ反對  
 (ニ) 選舉ニ於ケル敗北  
 (ホ) 國論並ニ總理大臣ノ死  
 然シテ選舉ニ於ケル敗北ト、國論トハ決  
 シテ內閣ノ崩壞ヲ齎ス主要原因トナツタ事ハ  
 ナイ  
 七 二重內閣  
 日本國民ノ內閣ハ世界各國ノ內閣ニ於ケル  
 異例デア  
 總理大臣ハ陸海軍大臣ヲ兼テ全大  
 臣ヲ擔當スル。此ノ兩大臣ハ各、ニ其々ノ職  
 務ニ依リ指名サレタ。今日迄、誰モ文官デア  
 兩大臣職ニ就イタモノハナイ。或、部ノ例外  
 ガ千九百二十二年ノ華府軍備縮小會議及ビ千  
 九百二十三年ノ倫敦海軍備縮小會議中ニ起ツ  
 タガ、ソノ時總理大臣ハ首相、自分ノ職務ト  
 シテサウスベキデアツタカラ總理大臣職ニ併  
 シテ海軍大臣職ニ就イタ。伊藤公爵ハ千八百  
 九十一年九月、天皇ニ奏上シテ、軍ノ威信ト  
 共ニ天皇ノ大權ヲ維持シ、統帥ノ大權ヲ議會  
 ノ干渉及ビ政黨勢力ノ及バズモノトスルタメ  
 ニ軍人ノミガ陸海軍大臣ニ任命サレルベキデ  
 アルト宣言シタ

參謀總長、軍令部長ト共ニ陸海軍大臣ハ統  
 帥權ノ權限內ノ事柄ニ關シテ直接天皇ニ奏上  
 スル事ガ出來ル此ノ兩大臣ハ勅令ニ基ヅイテ  
 夫々、陸海軍ノ高級將校ヲナケレバナラヌソ  
 ノ實施ハ最初ノ內閣カラ始マリ、即チ陸海軍  
 大臣ニ關スル一九〇〇年ノ第一九三號及ビ第  
 一九四號ノ二、勅令ニ於テ具體化サレ尙、陸  
 軍省ニ對シテハ千九百十三年ノ勅令第一六五  
 號ニヨリ又海軍省ニ對シテハ千九百十三年ノ  
 勅令第一六八號ニ依リ修正サレタ

始メテ勅令ニハ、陸軍大臣ハ少クモ陸軍  
 中將ノ階級ニアリ、又海軍大臣ハ少クモ海  
 軍中將ノ階級ニアリ、兩大臣トモニ現役トス  
 ト規定シテアル。千九百十三年ノ修正ニ依ッ  
 テ退役高級將校モ大臣ニ任命セラレテ可ナリ  
 ト定メラレタ。千九百三十六年ニハ、ソノ規  
 定ハ再ビ勅令第六三號並ニ第六四號ニ依リ變  
 更セラレ、斯ノ如キ地位ニ任ゼラレル陸海軍

高級將校ハ現役ニアラサルベカラスト規定サ  
 レタ  
 後ニ諒解セラレル様ニ陸海軍大臣ノ任命ニ  
 關スル此ノ權能ニ依ッテ軍部ハ政府ヲ組織サ  
 レナイ様ニシ、或、其ノ組織後、政府ヲ倒シ  
 得ル様ニナツタ。民政權ニ越エ優レテホ  
 又內閣權能並ニ行政權ノ一重要部分ガ省カレ  
 ル場合軍ノ直接近接ノ權利ガ內閣ノ妨ガテ議  
 會ノ主體トシテ當時集合ノ活動ヲサセナイ様  
 ニスルトイノ事ヲ示サレテ居ル

五 樞密院  
 憲法制定者ガ樞密院ヲ常任制度タル事ヲ欲シ  
 タル事ハ疑ナシ。憲法制定者ハ當時人替ハル政  
 治家ノ閣員ニ持テ其權能ヲ果ス政府ノ閣員トシ  
 テ內閣ノ形態ヲケタ。憲法制定者ハ常任政治制  
 度トシテ樞密院ヲ組織シタ  
 內閣ト樞密院トハ各、ガ政策ヲ案出シ、且各  
 各々顧問トナル。樞密院ハ又立法機能ヲ行使ス  
 ル。樞密院ハ天皇ノ至高顧問ノ府デア  
 人 員  
 樞密員ハ議長一名、副議長一名、顧問官二  
 十五名ヨリ成リ總ベテ、天皇ヨリ終身任命サ  
 レ親任官デア  
 然シテ、總理大臣ガ樞密  
 院ノ議長或ハ副議長ト合議ノ上、其ノ候補者ヲ  
 指名スル慣例ガ生ジタ。顧問官ハ四ノ以上  
 デナケレバナラヌ。顧問官ハソノ職ヲ罷メ得  
 ルシ又、罷、高名譽官職ニモ拘ハラズ、辭職  
 スル。若シ顧問官ニシテ內閣ニ官職ヲ得ルナ  
 ラバ顧問官ヲ罷メバナラナイ、顧問官ハ一  
 般ニ貴族院議員デア  
 二 機能並ニ權能  
 千八百九十年十月八日ノ勅令ハ、帝國憲法  
 發布後、間モナク發セラレタ。ソノ勅令ハ、  
 千八百八十八年四月三十日ノ最初ノ勅令ヲ變  
 更シ且ツ明瞭ニシタ  
 千八百九十年ノ勅令ノ第六條ニハ六ツノ特  
 殊權能ガ限定シテアル即チ  
 イ 皇室典範ニ於テ其ノ權限ニ屬セシメタル  
 事項  
 ロ 憲法ノ條項又ハ憲法ニ附屬スル法律、勅

口 憲法ノ條項又ハ憲法ニ附屬スル法律、勅

令ニ關スル草案彙纂

ハ憲法第十四條戒嚴令ノ布告同第八條及第七十條條ノ勅令及ビ其ノ他罰則ノ規定アル勅令

ニ國際條約及ビ協定  
ホ 樞密院官制及ビ事務規程ノ改正ニ關スル事項

ヘ 前諸項ニ掲グルモノノ外臨時ニ諮詢セラレタル事項  
憲法第五十六條ニ樞密院ニ關スル特殊條項ガアル即チ樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

皇室トノ關係ニ於テハ樞密院ハ皇族會議ニ參與スル、皇室ノ内部事項ニ關シテハ審議シナイガ國家ト皇族トノ關係ニ關スル事例ヘハ皇室世襲財產繼承權並ビ皇位繼承ニ關スル事項ニ付テハ審議スル  
樞密院ト國家ノ關係ハ行政及ビ立法ノ事ニ關シテデアル樞密院ハ多クノ新法律勅令ニ關スル案ヲ議會ニ提出サレ、前ニ修正スル。法律案ガ議會ヲ通過スル時ニ樞密院ノ意見ガ問ハレル。此ノ場合樞密院ハ全案ヲ許否修正スルノデハナク、ソレニ意見ヲ述ベルノデアル。諸案ガ樞密院ニ提出サレルベキカ否カヲ決定スル實權、内閣會議ニアル。而モ閣議ハ樞密院ノ意見ガ望マシイモノデナイ場合ニ他ノ官署ヨリ法律上自由ニ意見ヲ受領シ、事ガ出来ル、然シ樞密院ハ其ノ勸告ノ政治上ノ效力ニ依リ内閣會議ガ其ノ上意見ヲ求メルノ妨ギ得ル

樞密院ノ立法權ハ對外關係ニ於ケル條約ノ批准ニ在ル。内閣ハ條約ヲ商議シ樞密院ハ是認スベキカ否認スベキカヲ天皇ニ上奏スル。樞密院ノ權能ハ内閣ニトシテ非常ノ障礙ノ種トナリ且ツ内閣ヲ倒スルトシテ出來ル  
千九百二十七年ニ若槻内閣ハ政府保證ノ下ニ日本銀行ノ巨額貸出ヲ裁可シテ臺灣銀行ニ救済セントシタ。政府ハ、議會ニ於テ恐ラク統合ニ臺灣銀行ヲ擁護シ得ル様ナ法律制定ヲ達成シタ。ソノ議會ハ最近閉會トナツタノデアルガ當時ハ明ラカニ政府ハ當時臺灣銀行ノ窮乏ノ程度ヲ評量シナカッタノデアル。樞密院ハ臨時議會ヲ召集スベキデアツタト主張シテ斯ル手段ハ憲法違反ナリトノ理由デ其ノ案ヲ拒否シタ

此ノ拒否起因シテ若槻内閣ハ崩壞シタ  
緊急勅令ニ依リ立法權ハ國家ノ重大危機ニ際シテ行使サレル。斯ル勅令ハ議會閉會中ト否トニ拘ラズ發セラレルノデアル。此ノ非常大權ハ憲法第八條及第七十條ヨリ發スルノデアル。第八條、天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ發ス  
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ヲ提出スベシ若シ議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フト公布スベシ。第七十條公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ依リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス  
三 議事手續  
會議ハ東京ノ宮城内ニ於テ開カレ、天皇ハ時トシテ傍聽者トシテ出席セラレ。議事ハ多數ニ依リ之ヲ決スルノデアルガ少數ノ顧問ノ投票ハ説明書ヲ附シテ記録サレルノデア

六 帝國議會

千八百八十九年(明治二十二年)憲法ニ依リ設立セラレタ帝國議會ハ二院ヨリ成ツテ居ル一即チ貴族院及ビ衆議院デア

二院制ノ採用ヲ辯護シテ伊藤ハ其ノ憲法義解ニ於テ左ノ如ク述ベテ居ル(六十四頁)

「代議制ノ目的ハ國民一般ノ熟慮ノ結果ヨリ利益ヲ引キ出サントスルニアル、概、全部ノ政治的勢力ガ只一ツノ議院ニ結果セラレ且ツ之ヲ興奮シタ激情ノ影響ヲ受ケルガ儘ニ放任シ一方のニ偏シタ動ノ儘ニ放置シ而カモ此等激情並ニ一方のニ偏シタ動キヲ抑制シ均等化スル力ナキ場合ニハ其ノ議院ハ無節度ナル偏狹ノ興奮ノ爲穩當ノ限界ヲ越ヘ其ノ結果大多數ノ專制ヲ齎ラシ其レハ次ニ無政府狀態ニ導クニ至ル可能性ガアル。斯ル狀態ノ下ニ在ツテハ其ノ害惡ハ代議制度ガ全ク無カツタ時代ニ於ケルヨリモ遙カニ大キクデアラウ」

古谷ハ千八百八十九年次ノ如キ見解ヲ書イテ「封建制度ガ併々二十五年足ラズ前廢止サレタ日本ニ於テニ二院制度 絕對ニ不可缺アル」帝國議會ハ官職權和、條約締結、新國家及ビ政府ノ承認、又ハ外交官及ビ領事官ノ任命ニツキ何等憲法上ノ權力ヲ有サナイ  
然シ乍ラ、議會制度ノ暫進的發展ト共ニ、議會ハ、間接的デアリ且ツ豫期ノ效果ヲ奏シ得ナカツタ場合モ屢々、デハアルガ、立法、財政上ノ統御(監督)及ビ議會討論ヲ通ジ、對外政策並ニ國內問題ノ上ニ次ニ其ノ影響力ヲ增加シ來レルノ傾向ニアツタ。尤モ其ノ力ハ廣汎デアアルガ獨占的デアハナク、又第一次的デアク副次的デアアル。議會ハ政策ヲ抑止スル機能ハアルガ之ヲ發案スル事ハ出來ナイ  
議院法ハ、議會ノ兩院相互ノ關係ヲ規定シ各院ニ於テ從ハルベキ手續ヲ述ベテ居ル

一 貴族院  
貴族院ニ關スル勅令ノ第一條ハ本院ノ議員ノ資格ヲ規定シテ居ル

「若シ貴族院ガ其ノ機能ヲ果スナラバ、政治的諸勢力ノ均衡ヲ保持シ、政黨ノ不相應ナル影響力ヲ制限シ、無責任ナル議論ノ惡傾向ヲ抑止シ、憲法ヲ安固ノ確保スル上ニ於テモ治者ト被治者トノ間ノ融和維持ノ具タル上ニ於テモ著シキ貢獻ヲ爲スデアラウ」  
二 衆議院  
憲法第三十五條ハ衆議院ハ選舉法ノ規定

皇族

公爵及侯爵  
各々其ノ同爵位ノ者ニ依リ選出セラレタル伯爵、子爵及男爵  
國家ニ對スル功勞又ハ學殖ニ依リ特ニ天皇ニヨリ任命サレタ者  
土地、產業又ハ商業ニ付テノ直接國稅ノ最高額支拂者ニ依リ且ツ其ノ中カラ、各都市又ハ縣ニ付一名ノ割テ選舉サレ、次デ天皇ニヨリ任命サレタ者  
右ノ外更ニ資格ニ一定ノ年齡上ノ制限ガアル上院ハ政黨ニ分レテキズ。寧ロ意見ヲ形成スル集團ニ分レテキル。議員ハ約四百名デア

權能  
(一) 貴族院ヲ規制スル法タル貴族院令ハ本院ニ依ツテノミ改正サレ得ル(第十三條)  
(二) 貴族ノ特權ニ關シテハ天皇ノ諮詢ヲ受ク  
(三) 其ノ立法的權能ノタメ衆議院ノ組織ニ干渉シ得ル  
(四) 貴族院ハ其ノ議員ノ資格及ビ選舉ニ關スル事ヲ解決シ得ル(第九條)  
議院法ノ第四章章ニ規定セル如ク貴族院ノ任務ヲ執行スルタメ委員制度ガ採用サレテキル。全院委員會及ビ各種ノ常任並ニ特別委員會ガアル  
伊藤ハ其ノ憲法義解中ニ左ノ如ク述ベテ居ル

「若シ貴族院ガ其ノ機能ヲ果スナラバ、政治的諸勢力ノ均衡ヲ保持シ、政黨ノ不相應ナル影響力ヲ制限シ、無責任ナル議論ノ惡傾向ヲ抑止シ、憲法ヲ安固ノ確保スル上ニ於テモ治者ト被治者トノ間ノ融和維持ノ具タル上ニ於テモ著シキ貢獻ヲ爲スデアラウ」

一 貴族院  
貴族院ニ關スル勅令ノ第一條ハ本院ノ議員ノ資格ヲ規定シテ居ル

「若シ貴族院ガ其ノ機能ヲ果スナラバ、政治的諸勢力ノ均衡ヲ保持シ、政黨ノ不相應ナル影響力ヲ制限シ、無責任ナル議論ノ惡傾向ヲ抑止シ、憲法ヲ安固ノ確保スル上ニ於テモ治者ト被治者トノ間ノ融和維持ノ具タル上ニ於テモ著シキ貢獻ヲ爲スデアラウ」

ニ從ヒ國民ニ依リ選舉サレタ議員ヨリ構成スベキ事ヲ規定シテ居ル

選舉法第一條ハ議員ガ特定ノ選舉區ヨリ選出サレレベキ事ヲ規定シテ居ル。日本ハ百十九ノ選舉區ニ分レ各選舉區ヨリ最少限三名最大限五名ノ議員ガ四々ノ期間ヲ以テ選出サレル

議員ノ總數ハ四百六十六デアル。以前ハ二十五歳以上ノ男子臣民ハ投票ノ權利ヲ有シ三十歳以上ノ男子臣民ハ議員候補者トナリ得タ。近來資格年齢ガ下デラレ且千九百四十六年四月ノ選舉ニ於テハ、選舉權ガ婦人ニモ與ヘラレ又婦人ハ議員候補トナル資格ヲ得タ

選舉權並ニ被選舉權ニハ共ニ或ル制限ガアル。例ヘバ、破産者、現役軍人、及ビ或ル官吏デアル。官吏ハ其ノ官職ト衆議院議員トヲ兼職スル事ハ出來ナイ。關係ハ此ノ規則ノ一ツノ例外デアル

前記ノ論評ハ衆議院議員タラントスル者ニ左ノ如ク注意シテ居ル

「衆議院議員ハ全國ノ代表者デアル。依ツテ議員ハ各々良心ノ命ズル所ニ從ヒ、院内ニ於テハ自由ニ辯ズルベキデアル。然シテ又議員ハ自分ヲ其ノ選舉區民ヨリ委託サレタ問題ノミニ留意スル單ナル各選出地域ノ代表者デアルト看做スベキデハナイ」

衆議院ノ權力ト其レニ對スル制限

(一) 豫算ハ其レガ貴族院デ討論サレル前ニ衆議員ニ提出サレル  
千八百九十二年ニ豫算ノ考察ニ關スル貴族院議員ノ間ニ其ノ權利ニ關シ論争ガ起ツタ。其ノ問題ハ天皇ニ廻附サレ  
天皇ハ之ヲ樞密院ニ廻附シタ  
右ニ關シ平等ナル優先權ノ決定ガ次ノ如ク爲サレタ。即チ

「貴族院並ニ衆議院ニ各々附託サレタ豫算ニ對スル可決權ニ關シテハ、憲法第六十五條ニ依リ衆議院ガ貴族院ヨリ先シテ政府ヨリノ豫算ヲ受取ルトノ一箇條

ヲ除キ、兩院ハ互ニ優劣ハナイ。故ニ後デ審議ヲ行フ貴族院ハ如何ナル點ニ於テモ前審ノ衆議院ノ決定ニ拘束セラレナイ。從ツテ前審議院デ削除サレタ事項ヲ復活サセルコトハ後審議院ニ與ヘラレテ居ル。修正權ノ範圍ヲ逸脱シナイ。此ノ場合ニ後審議院ハ議院法ニ示サレテ居ル方法ニ依レバヨイノデアツテ、即チ前審議院ノ同意ヲ求メレバヨイノデアアル」

(二) 選舉法ガ候補者ノ資格ヲ規定スル故ニ資格問題ニ關シテハ衆議院ハ貴族院ガ受シテ居ル如キ權能ヲ有シナイ

(三) 衆議院ノ立法權ハ貴族院ノソレト異ル。何トナレバ其ノ團體的行動ヲ所謂黨結成ハ解散ニ依ツテ妨害ヲ受ケ得ルカラデアル。換言スレバ衆議院ノ性格ハ貴族院ノソレニ比較シテ可變的デアリ議員ノ團結力薄弱ナル爲一時的ノ空閑氣ヲ有スルニ過ギナイ。後述スル通り千九百四十年日本ノ全政黨ハ解散シタ

兩議院ノ有スル權能ノ比較

(一) 貴族院ハ決シテ解散シナイ。停會スルコトガアルダケデアル。衆議院ハ時々貴族院ト同時ニ停會スルノミナラズ解散セシメラレル  
政府ハ衆議院ヲ解散セシメルコトガ出來ル。衆議院ガ解散シテ其ノ議員ガ再選舉ヲ待ツ間貴族院ハ停會シテ居ルニ過ギナイ。衆議院ノ議席ハ多クノ新議員ニ依ツテ占メラレルノデアラウカラ同院ノ政策ハ往々ニシテ變更スルノデアアル

(二) 衆議院ニ於ケル政黨ハ内閣ト關係ヲ有シ得ル。内閣ハ實際上政黨内閣カラ得ルデアラウ。然シテ内閣ガ成立スルト直チニソレハ政府トナリ實際上天皇ヘノ責任ガ主デ議會又ハ國民ニ對スル責任ガ次ニナル故ニ内閣議會間ニ政策問題ニ關スル意見ノ相違ヲ生ズルコトガ屢ミアル

(三) 政府タル内閣ハ論争問題ニ關シ國民

ノ支持ノ如何ヲ問ハンガ爲衆議院解散ノ勅命ガ乞ヒ次ノ選舉ニ其ノ問題ノ黑白ヲ語ヒ而シテ勝利ヲ收メル。反對黨ノ議員ガ以前ト同數選出サレルコトハ稀デアアル。多クノ場合單ナル民意ヨリモ再選舉ノ色々ナ負擔ガ反對黨ノ敗北ノ原因デアリ其ノ點ガ政府ノ狙フ所デアアル。貴族院ハ斯カル負擔ヲ有シナイ

(四) 貴族院ハ自院ノ諸規程、諸規範ヲ自ラ決定スルガ、而モ衆議院ノ組織ニ關シテモ衆議院ト共ニ立法ニ與リ得ル

(五) 慣習ニ依リ開院式ト兩院會議ハ貴族院ヲ行ハレ貴族院議長ガ其ノ場合ノ議長トナリ衆議院ヨリ一段高イ感ゾヲ與ヘル

全體トシテノ議會ノ權能

(一) 立法權——憲法上ノ諸制限  
(イ) 議會ハ勝手ニ開會スルコトヲ得ナイ。議會ハ天皇ノ召集ニ依リ開會スル  
(ロ) 憲法改正ハ天皇大權ニ屬スルガ故ニ議會トシテハ手ヲ着ケ得ナイ  
(ハ) 議會ハ皇室ヲ制約スルヲ得ス  
(ニ) 議會ノ行動範圍ハ天皇ノ大權ノ行使ニ依リ制約セラル  
(ホ) 軍部ガ天皇ニ直接隸屬スル爲軍事又ハ戰爭ニ關スル事項ハ假令ソレガ政府及ビ帝國ノ重大事項デアツテモ議會ハ關與スルコトヲ得ナイ

(三) 議會ハ諸條約又ハ重要ナル外交方針ニ始メテ關與スルコトガナイ。憲法ハ外交上ノ議會ノ職能ニ付非常ニ簡單ニ「天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講ジ諸般ノ條約ヲ締結ス」ト規定シテ居ルニ過ギナイ。伊藤公ノ註釋ニ依レバ左ノ如シ

「本條ノ要旨トシテハ、天皇ハ外交關係ニ關スル凡ル事項ヲ諸大臣ノ輔弼ヲ以テ勅裁シ「憲法義解」ヲ引用シタモノナラン、原文ヲ入レタラ如何

ニ議會ハ其ニ關與スルヲ許サナイトイフコトデアアル」

(ト) 帝國議會ハ帝國ノ領土追加ニ何等ノ制御力ヲモ有シテキナイ。臺灣ハ明治二十八年(西曆千八百九十五年)ノ日清戰爭後ノ條約ニ依リ、樺太ハ明治三十七八年(西曆千九百四年)乃至千九百五年)ノ日露戰爭後ノ條約ニ依リ、帝國ノ一部トナツタデアアル。朝鮮ハ明治三十四年(西曆千九百九年)ノ條約ニ依リ併合セラレタデアアル。此等領土獲得ハ、一トシテ帝國議會ノ法制上ノ協贊ヲ得タモノハナイノデアアル

(チ) 議會ハ法案ヲ提出スル事ハ、政府ヲ獨占シテ居ル。成程議員ハ法案ノ提出權ヲ有シテ居リ、又事實提出モスルノデアアルガ、其ノ様ナ法案ノ棄却サレル事ト云フモノハ稀イノデアアル。政黨ト云フモノガ無クナツテカラハ實際議員個人ニヨリテ提出サレタ法律ト云フモノハタメシガ無イノデアアル。今日デハ議會ハ内閣ガ提出シタ凡ル議案ハ之ヲ正當ト認メ、而シテ退ケト云フノガ例ニナツテ居ルノデアアル。常態デハ、法案ハ法律トナル迄ニ、議會ニ於テ三讀會ヲ經ル事ニナツテ居ルノデアアル。

(リ) 三讀會ノ手續ハ、議院法第二十七條ニ依リ左ノ如ク規定シテ居ル  
「法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スルノデアアル但シ政府ノ要求者ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決セラレルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得」

議會ノ立法權、伊藤ノ「憲法義解」ニアル言葉ニ要約出來ヨウ  
「立法權ハ究極ノトコロ天皇ノ支配下ニアリ、一方議會ノ任務ハ建言ヲナシ協贊スルニ在ル」

(二) 財政上ノ權能

(イ) 豫算

憲法ニ依リ「國家ノ歳入歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ルル必要ガアル」トナツテキル

特別會計案ノ形式ヲトル全豫算ハ兩院デ可ク決ヲトルノデハアルガ、政府ノ同意ナクシテ、議會ガ之ヲ變更シ得ナイ重要部門ノ款項ガアルノデア

ル。之ハトリモノホサズ、斯カル款項ハ、議會ガ内閣ヲ設得シテ、此ヲ修正又ハ削除スル事ガ出来ナケレバ、之ヲ承認セザルヲ得ナイト云フ事ナノデア

(一) 豫算ノ例外款項トハ

豫算ノ例外款項トハ、毎年國庫ヨリ之ヲ支出セラレル皇室經費

(一) 「憲法上ノ大權ニ基ツケル」(憲法第六十七條) 經費之ニハ左記ノ如キガアル

(イ) 陸海軍將校及ビ文官ノ俸給及ビ文官ノ恩給

(ロ) 陸軍、海軍、憲兵及ビ植民地義勇兵ノ經費

(ハ) 外國トノ條約ニ基因スル經費

本節ノ制限ニ依リ議會ハ一旦承認セル或ハ事實上議會ガ内閣或ハ其ノ何レノ部ナリノ指導ノ爲ニ成立シナイ前ノ歳出ハ之ヲ取消ス力ガナイノデア

(二) 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫算ノ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

ト云フ憲法第六十八條ニ

依リ正當ト認メラレタル經費。此等ノ經費ガ一旦採決セラレルト、變更セラレナイノデア

ル。全額ハ之ヲ分ツテ、各年度ニ配當セラレル、從ツテ解散ノ爲議會ガ開會中デナイトカ、豫算ガ通過シテキタ

トカニ拘ラズ其ノ年度豫算ノ一部トナルノデア

特別會計ノ例ハ次ノ如キヲ學ゲルコトガ出来ヨウ

(イ) 明治二十七年(西曆千八百九十四年)乃至千八百九十五年ノ日清戰爭、此ノ時ハ其ノ經費ハ十六ヶ月以上續イタノデア

(ロ) 明治三十七八年(西曆千九百零四年)乃至千九百零五年ノ日露戰爭、此ノ時ハ其ノ經費ハ三ヶ年以上續イタノデア

(ハ) 第一次、世界戰爭、此ノ時ハ其ノ經費ハ十一年間續イタノデア

(四) 「法ノ效力發生ニ因ツテ」生ジ得ベキ經費、例ヘバ帝國議會兩院ノ經費、議員ノ歳費、恩給年金、法律ノ定ムル官職ノ組織ニヨリ必要トセラレル經費及ビ俸給、其ノ他同様性質ノ經費

此ノ類ノ款項ハ、之ヲ認ムル法令ノ修正ニ依ツテノ變更シ得ルモノデア

斯カル場合ニハ、議會ハ其ノ正當ト認ムル可決ニ含マレタル原則ヲ論議スル機會ハ與ヘラレルノデア

項ヲ拒否シテ可決ヲ拒ケル自由ハナイノデア

(五) 「政府ノ法律ノ義務」ニ關スル經費之ハ國債ノ利子、國債ノ償還諸費、補助金又ハ保證金政府ノ民事ノ義務ニ因ツテ必要トセラレル經費及ビ凡ユル種類ノ補償デア

テキル

「救上資金(本書ニ於テ例外部門ト稱スルモノ)ノ金額ハ通例豫算總費用ノ約三分ノ二デア

リ、若シ之ニ繼續歳出ヲ加ヘルナラバ、議會ノ裁量ニ殘サレル額ト云フモノハ誠ニ僅少ナルノデア

議會ノ同意ヲ必要トスルノハ之等恒久經費ガ増額セラレル場合ノミデア

サレバ帝國議會ノ議決範圍ハ大イニ限定サレテキルノデア

然シソレニモ拘ラズ案ニ就イテハ鋭イ討議ガアルノデア

憲法(第六十四條)ハ次ノ如ク規定シテ居ル

「豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス」

同條ハ別條(第六十九條)ニ依ツテ補正サレテキル

ソレニハ「避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ」トアル

斯ク議會ハ政府ガ其ノ裁量デ豫備費ヲ使用スル全權ヲ政府ニ與ヘテ居ルノデア

但、議會ハ次ノ會期ニ於テ、斯クノ如キ歳出ニ關スル報告ヲ受クル權限ヲ與ヘラレテ居ル

トヲ許サレテキナイノデア(會計法第十二條)

議會解散ノ結果、前年度ノ爲ニ準備セラレタル豫算ガ之ニ代ツテ施行セラレル場合ニハ種々ノ不足金支出ノ必要ガ生ズル事ハ明カデア

政府ハ以前豫算案ノ議會通過前ニ議會ノ解散スル事ヲ慮レタ

然シ緊急ノ際ニミ使用サルベキ不足金ノ支出ガ通例ノ手續慣例トナツタ爲、政府ハ豫算案ガ否決サレル見込ノ時モ狼狽シナクナツタ

一度支出ガナサレルト反對者側ハ乘氣ニナラナイ様デア

リ、斯クシテ議會ニ依リ制肘ハ更ニ一層減少シテ居ルノデア

議會ノ租稅ニ關スル權限ハ憲法第六十二條第六十四條ニ基イテキル

特別稅法ハ議會ニ提出サレル。之等ハ豫算案ヤ特別會計案トハ別質ノモノデア

新規ノ課稅ガ議會ノ協贊ヲ要スルノニ對シ斯カル稅法ハ豫算案ノ一部ヲナサナイ

政府ハ毎年度ニ於ケル更新ノ爲ノ審議又ハ討議ニ依リコトナク、收入ハ規則的ニ繼續シテ徵稅セラレル

(一) 國債、發行ニ付テハ憲法第六十二條ニ斯ル起債ニ付テハ議會ノ協贊ヲ經ハルト規定サレテキル

(二) 財政上ノ緊急勅令 會計法第七條及憲法第六十九條ニ規定サレテキル

第一及第二豫備金ハ不慮ノ變災若シクハ戰時緊急狀態ノ財政上ノ賄フニハ十分ノ權限ガアル

尙ホ臨時議會ヲ召集スル暇モナク、治安モ保テラレ居ラ

スル場合ガアルカモシラナイ此ノ二ツノ由タシキ事態ガ生ジタ際ニハ政府ハ憲法第七十條ニ依リ「勅令ニ依リ財政上必要ナル總ベテノ措置ヲ爲ス」

權限ガアル

斯カル方法ニ依リ得ラレタル資金ハ次期通常議會ノ協贊ヲ得

ベハナク、議會ガ承認シタル場合ニ

ハ勅令ハ撤回サレバナラヌ(第八條) 不承諾ハ勅令ノ效力ヲ避及的ニ失效セシメルモノデハナイ

斯ル緊急勅令ニ關スル樞密院ノ權限ハコノ様ナ勅令ノ公布ニ當ツテハ常ニ樞密院ノ議ヲ經ネバナラヌ事トナツテキル故ニ重大デアル。樞密院ノ議會ノ既ニ制限サレテキル財政上ノ權限ヲ更ニ制限スル緊急勅令公布ノ實施ニ當リ反對シテ來タト云ヘルデアラウ

七 會計検査院

會計検査院ハ憲法第六十二條ニ基イテ設立セラレタ單獨行政機關デアル。即チ同條ニハ「國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ……」ト規定セラレテキル

會計検査院長ハ總理大臣ノ奏請ト考慮ヲ俟ツテ天皇ガ親任スル。彼ハ國務大臣デハナイガ之ト同等ノ地位ニアル

上記ノ條文ハ更ニ次ノ如ク規定シテキル。即チ決算ニ付テハ「政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ」

議會ハ斯クシテ豫算ニ對スル決算ヲ照合シ兩者ノ相違點ニ付説明ヲ要求シ得ル

此ノ承認ハ法律的效果ヲ伴フモノデハナイガ議會ハ不満足ノ議決ヲナシ、若シクハ之ニ對スル批判ヲ上奏シ得ル

八 政府ノ各省

政府ノ各省ハ法律及勅令ノ兩者ニ依リ設置セラレタ

政府ノ各省ノ基礎的ナル法律上ノ形態ハ千八百八十九年ノ憲法發布ノ際決定セラレタ。種々ノ命令ヲ法律ニヨル改正ノ結果政府各省及ソノ各局各課及議員ハ變更追加若シクハ廢止セラレタノデアル

一 各省ノ一般の機構

イ 國務大臣(大臣)

(一) 國務大臣ノ憲法上ノ權限ハ憲法上論及第五十四條並第五十五條ニ基イテキル 上論ニハ「朕ガ在廷ノ大臣ハ朕ガ爲ニ此

ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任ズベク……」ト論サレテキル

第五十五條ハ「國務大臣ハ天皇ヲ輔佐シ其ノ責ニ任ス」ト規定シテキル。同條ハ更ニ「凡テ法律、勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス」ト規定シテキル

第五十四條ハ國務大臣及政府委員ハ「何時タリモ兩院ニ出席シ且ツ發言スルコト」ガ許サレテアル

伊藤「博文」ハ國務大臣ニ付次ノ如ク述ベテキル「彼等ハソノ權限内ノ事項ニ付各自責任ヲ負フ……斯カル事項ニ付彼等ノ間ニ連帶責任ハナイ」

彼等ハ更ニ次ノ如ク指摘シテキル。即チ各大臣ハ「天皇ノ意志ニ依リ支配」セラレ連帶責任ヲ以ツテ内閣ヲ組織スルノ危險性ハ「統治ノ大權ヲ究極的ニ握ヘス懼レノアル政黨結成ノ成長ニアル」ト

然シテ凡テノ國務大臣ガ關係スル重大事項ノアルコト

及ビ「總理大臣ハ斯ル事項ニ關係スル際ハ當然各大臣ト協議スルデアラウトイフ事及ビ「斯クノ如キ問題ニ於テハ内閣ガ連帶責任ヲトルコトガ勿論適當デアルコト」ヲ彼ハ認メテキル

斯クシテ伊藤「博文」ハ各國務大臣ガソノ所轄省ニ關スル事項ニ付キ責任ノ個人的責任ト一般的事項ニ付テ責任ノ連帶責任及ビ兩者ノ決定ニ關スル總理大臣ノ責任ヲ考慮シテト云ハレル

尾崎「行雄」ハ「日本民主主義ノ聲」六三頁一六四頁ニ於テ次ノ如ク述ベテキル「各省大臣ハ閣議決定ノ效果トシテハナク、彼等自身ノ意志ニ基イテナサレタ行爲ニ對シテハ之ニ關係セル國務大臣ノミガ責任ヲ負フ。之ニ反シ閣議ノ決定トシテ爲サレタル行爲ニ對シテハ凡テノ國務大臣ガ連帶シテ責任ヲ負フ」ト

(二) 各省大臣ノ權限ハ左ノ通リ部分的ニ

概説スルコトガ出來ル

(イ) 各省大臣ハ、重要ナラザル例外ハアルモ、帝國全般ニ亙リ、所管事務ヲ統理スル

(ロ) 各省大臣ハ其ノ職掌執行ノ爲命令ヲ發スル

(ハ) 各省大臣ハ其ノ行政部門ノ範圍内ニ於テ縣知事ニ對シ命令ヲ發スル

(ニ) 各省大臣ハ一切ノ公家關係ヲ統理シ、且公衆ニ對シテハ其ノ省及職員ヲ代表スル

(ホ) 各省大臣ハ次官ヲ以テ委任級官吏ノ進退ヲ司ル

(ヘ) 各省大臣ハ判任官及其以下ノ官吏ヲ任命又ハ罷免スル

(ト) 各省大臣ハ閣内ニ於テ國策ヲ制定シ之ヲ實施スル内容政治家デアルノミナラズ其ノ省ノ院外運動者タルニ重ノ職能ヲ有スル

各省大臣ハ總理大臣ノ推薦ニ依リ天皇ガ之ヲ親任スル

大臣ノ選任ニ當リ政黨ノ合併ヲ生ジ又ハ生ゼザルコトガアル。政黨ハ議會ニ於テ多數ヲ制スルコトハアツテモ、内閣ノ色彩ハ之ト全ク異ルコトガアリ、選舉ニ依リ政黨ノ勝利ハ國務ヲ左右シ、又ハ内閣ヲ支配スルコトヲ意味スルモノデハナイ。之等可能トスルコロノ兩情勢ハ民主主義的投票ノ威力ニ甚シク制限ヲ加ヘルモノデアル

大臣ノ大部分ニトツテハ、在職期間ハ一内閣ノ在職期間デアル。然シテ、二、三ノ内閣ニ連續的ニ留任シタ者モアリ、又退任後後職シタ者モ居ル

兼任ハ近年屢々行ハレタ。轉任ノ次官ハ他國ニ於テ行ハレルガ如ク、一時的ノ空席ニ就任シナイ

專任次官

次官ノ權限ハ省務ヲ統轄シ省内各部ノ事務ヲ統理スル大臣ノ行政的助手トシテ通常

規定ニ定メラレテ居ル

次官ハ大臣ヲ適當間接的ニ天皇ガ之ヲ任命スル、而シテ次官ノ地位ヲ保持ハ大臣ノ更迭ニ關係ナク省ノ政策ヲ連續的ニ維持セラル、様々續性ノモノトシテ企圖セラレテ居ルケレ共或省ニ於テ實際的ニハ次官ハ新大臣ト共ニ職務スルコトガ困難デアルトノ理由ノモトニ職ヲ去ル事ノ屢々ナル、殆ド大臣ト同様デアル

政務次官

政務次官ハ説明ヲナシ且ソノ省ノ提供スル事項ヲ提出スル爲兩院ノ委員會ニ屢々出席スル。次官ハ大體議員デアル場合ガ多ク且ツ議員トシテ二重ノ地位ヲ持ツ

政務次官ノ任命ハ大臣ノ指名ニ依リ總理大臣ガ行フ

參與官

參與官ノ職責ハ政務次官ノ夫ト類似シテ居リ地位ノ保有モ同様デアル

書記官

書記官ハ省全體ノ行政的職員デアル

局

局ハ各省ノ主ナル行政單位デアル

委員會

委員會ハ永久的又ハ一時的目的ノ爲任命サレル委員會ハ執行、顧問、調査ニ別レル

政治機關トシテノ院ハ行政目的ノ爲ノ決定的、補助代行機關デアル

國務大臣

最近迄十三人ノ國務大臣ガアツタ(一)陸軍(二)海軍(三)内務(四)外務(五)大藏(六)農林(七)商工(八)逓信(九)鐵道(一〇)文部(一一)司法(一二)厚生(一三)拓務

宮内大臣ハ實際的ニハ附加的ナ大臣デアルガ唯天皇ニノ奉仕スル爲特ニ創ラレタ機能ヲ有シ千八百八十四年行政大臣トハ法律ヲ以テ分離サレテ居ルノデ國家ノ行政機關ノ一部デハナイ

千九百四十二年新タニ大東亞省ガ設ケラレ

タ。實質的ニハ此新機關ハ外務省カラ大東亞  
共榮關係事項ヲ移シタモノデアツタ

千九百四十三年拓務省ハ廢止セラレ他ノ四  
省ノ合併ト共ニソノ機能ハ新タニ三省創設ノ  
結果ヲ見タ。商工省、遞信省、農林省ノ代リ  
ニ軍需省、運通省、農商省ガ出來タ

九 陸軍省

前述セル如ク伊藤公々千八百九十一年九月天  
皇ヘノ報告文中天皇ノ大權並ニ軍ノ威信ヲ維持  
シ併セテ陸海軍最高統制權ヲ議會及政黨政治ノ  
干渉外ニ置ク爲陸海軍大臣ハ軍人ノミヲ以テ任  
命スベキ旨ヲ聲明シタ

又陸海軍大臣ニハ現役ヲ任官ヲ以テ任ズルト  
イフ諸規定ヲ擧ゲタ

一 特殊任務

陸軍ノ重要政策ハ省内ニ於テ決定セラレズ  
直接天皇ヘ奏上サレル爲大臣ハ他ノ省ニ在ル  
ガ如キ政策會議ノ樣式ヲ行ハナイ。省ハ軍ノ  
行政機關トモ言ヒ得ル

陸軍大臣ハ殆ド凡テ帝國陸軍ノ著名ナ人物  
デアツタ。彼等ハ陸軍士官學校卒業生デアツ  
テ曾ツテ陸軍、武官、師團長、軍參謀長及軍  
事參謀官デアツタ者デアル

二 局

省ハ行政執行ノ爲八局ヲ持ツ。各局ハ通常  
少將又ハ大佐ガ其ノ長デアル。

イ 人事局

- (一) 補任課
  - (イ) 任命、昇進、割當、混夜等
  - (ロ) 省内職員、武官文官ノ戰時職務
  - (ハ) 個人記録
  - (二) 恩賞課
  - (イ) 年金
  - (ロ) 勳章
  - (ハ) 賜暇、結婚
- 口 軍務局
- (一) 軍事課
  - (イ) 基本國防關係事項
  - (ロ) 陸軍々備其他一般陸軍行政關係事  
項

(ハ) 建造物平時組織及陸軍施設關係事  
項

(三) 危險防止、防禦及陸軍及人的資源  
動員關係事項

(ホ) 一般陸軍管財關係事項

(ニ) 基本的軍需行政關係事項

(ト) 航空其他航空關係任務ノ統御ニ關  
スル事項

(チ) 演習並ニ檢閲ニ關スル事項

(リ) 部隊割當ニ關スル事項

(ヌ) 戰時諸規定ニ關スル事項

(ル) 外國在勤將校及外國留學將校ニ關  
スル事項

(ヨ) 陸軍研究委員會ニ關スル事項

(二) 軍務課

(イ) 國防方策一般事務ニ關スル事項

(ロ) 國際法規ニ關スル事項

(ハ) 陸軍部隊外國土官ニ關スル事項

(ニ) 國家復員一般事務ニ關スル事項

(ホ) 滿洲支那ノ軍務並此等ニ關係アル  
命令ニ關スル事項

(ト) 滿洲支那ノ除ク外國ノ軍務ニ關ス  
ル事項

(チ) 帝國議會トノ連絡事務ニ關スル事  
項

(リ) 國防精神普及及化並ニ國民思想對策  
ニ關スル事項

(ニ) 軍務ノ爲ノ研究團體ノ方針管理ニ  
關スル事項

ハ 兵務局

(一) 兵務課

(イ) 憲兵及航空軍ヲ除ク各種軍隊並ニ  
各兵科ノ服務

(ロ) 陸軍々樂隊員ノ教練及ビ服務

(ハ) 操典

(ニ) 軍紀及ビ懲罰

(ホ) 內務

(一) 軍式典、禮式、徽章

(ト) 練兵場、射的場等

(チ) 學生及青年ノ軍隊教練

(二) 戰爭前ニ於ケル兵備課

(イ) 兵役ニ關スル事項

(ロ) 士官及兵ノ徵募及ビ補充

(ハ) 軍動員

(ニ) 召集

(ホ) 一般人員動員

(一) 徵發

(ト) 退役軍人ニ關スル事項

(二) 防衛課

(イ) 憲兵ノ使命

(ロ) 憲兵(法務局及ビ軍隊保證ノ任ニ  
アルモノヲ除ク)

(ハ) 軍事探偵ノ保護

(ニ) 防空

(ホ) 警備及ビ安全警戒

(ト) 衛戍兵ノ服務

(チ) 要塞及ビ國防用地ノ建設並ニ充實

(リ) 要塞地帯ニ適用スベキ法律、軍隊  
輸送地區ニ適用スベキ軍取締法律

(ニ) 領地及ビ都市計畫

(四) 馬政課

ニ 整備局

ホ 兵器局

ハ 經理局

ト 醫務局

チ 法務局

陸軍新聞課ハ大臣及ビ陸軍ノタメ公衆ニ  
接スル官署デアレノ宣傳並ニ公表ハ軍トシ  
テ極メテ重要デアレノ少將ヲ課長トシテア  
ツタ。内閣情報局ガ創設セラレテカラハ重  
要發表及情報ハ陸軍新聞課カラハ發表セラ  
レナイヤウニナツタ

三 陸軍

陸軍ノ機構ヲ完備セシムルニハ陸軍大臣所  
管ノ一部デモナイ又其監督下デモナイ次ノ諸  
官衙及ビ機關ヲ注意シナケレバナラナイ

天皇ノ權力中ニ述ベテアルガ如ク、組織、  
動員、及ビ作戰ニ關スル總テノ事項ハ天皇親  
ラノ指揮下ニアリ、陸軍大臣ニハ屬シテキナ  
イデアル

軍ハ戰場ニ於テ獨斷專行ヲシ既述ノ事實ト  
シテ此ノ外務省ニ提出スルコトガ出來ル。此  
結果ハ外交官ニ此既存ノ狀態ヲ承認スル外何  
ラノ方法ヲ與ヘナイノデアル。既述ノ如ク軍  
ガ行動シ外務省ガ説明スルノデアル。伊藤氏  
ハ此權力ニ付次ノ如ク云ツテキル

交戰ニ於ケル交戰權ノ行使ハ、狀態ノ急  
迫上必要ガアレバ、該戰場ノ指揮官ニ委任ス  
ルコトガ出來ル。該指揮官ハ自己ノ思慮ニ從  
ツテ實際手段ヲ採ツタ後此ノ政府ニ報告スル  
コトヲ許サレル。此レハ突發事件ノ緊迫ニ應  
ズルタメ軍指揮ノ將軍ニ對シ天皇ノ主權ガ委  
任セラレタモノト看做スベキモノデアル。中  
根氏ハ「天皇ノ勅令權」ニ次ノ如ク記述シタ

「宣戰及媾和ノ布告ハ内閣ノ管理下ニアルケ  
レドモ、武裝軍ノ最高指揮權ヲ有スル參謀本  
部ハ外國ニ對シ攻撃軍ヲ送り又ハ戰場ヨリ軍  
ヲ撤去スルコトニヨリ宣戰又ハ媾和ノ布告ヲ  
強要スルコトガ出來ル」

イ 參謀本部

(一) 組織

(イ) 參謀總長、總長ハ軍戰略、計畫及  
ビ動員ノ多方面ニ關係スル。參謀本部  
官制ハ大將又ハ中將ガ天皇ニヨリ參謀  
總長ノ職ニ親任セラレルコトヲ規程シ  
テアル。總長ハ天皇ノ直接指揮下ニア  
ツテ戰爭會議ニ出席シ、國防及ビ作戰  
計畫作成ヲ監督シ、且ツ參謀本部ヲ統  
轄スル。

(ロ) 參謀本部長

(ハ) 參謀本部長

參謀本部ニ附隨シ且ツ此ノ監督下ニ  
ハ次ノ機關ガアル

(一) 陸軍大學校

(二) 陸軍陸地測量部

參謀總長ハ天皇ニヨリ勅任セラレ

(一) 局

(イ) 總務局

(二) 人事

(一) 編制、動員課  
(二) 作戰、作戰計畫課  
(三) 要塞課  
(四) 機動演習課  
(五) 情報局  
(六) 歐米課  
(七) 亞細亞課  
(八) 秘密勤務課  
(九) 運輸通信局  
(一〇) 通信(有線、無線)課  
(一一) 運輸(海、陸)  
(一二) 歷史局  
(一三) 日本ノ關係シタ戰爭  
(一四) 日本ノ關係シナカッタ戰爭

教育總監  
教育總監ノ職務ハ個々ノ兵器ニ關スル凡  
ニル技術的戰術的訓練ノ責任ヲ持ツモノデ  
アル。簡單ニ言ヘバ陸軍大臣ハ統率シ教育  
總監ハ訓練シ、參謀總長ハ軍隊ヲ演習又ハ  
實戰ニ使役スル。日本軍隊内ニテ「精神の  
動員」ト言フ名ヲ知ラレテキル國家的團體  
精神ノ養成ト言フ重要ナ任務ガ教育總監ニ  
主トシテカ、ルノデアル。

陸軍ノ諸學校ハ幾ツカノ教育體例(ハ砲  
術、機關術、輸送、馬術、化學戰、通信等  
ト共ニソノ管轄ノ下ニアル

航空總監  
航空總監ハ飛行訓練ニ關スル事項ニツイ  
テハ直接天皇ニ對シ責任ヲ持ツモノデアル  
ガ、其ノ他ノ點ニ於テハ三大權力(參謀總  
長、陸軍大臣、軍事教練檢閱總監)ニ從屬  
スルノデアル  
航空總監ハ人事行政及ビ軍政ニ關スル事  
項ニツイテハ陸軍大臣ニ對シ責任ヲ持チ、  
實施運用ニ關シテハ參謀總長ニ對シ責任  
ヲ持ツノデアル

〇ウェツプ裁判長 御疲レト思ヒマスコデ、十、  
五分休ムコトニ致シマセウ  
午後二時四十五分休憩

午後三時五分開廷  
〇ヴァンミーター執行官 極東國際軍事裁判ヲ  
開廷致シマス  
〇ノーラン檢察官 (續)  
ニ 陸軍航空本部  
此ノ部ハ陸軍省ニ從屬セル機關デアツテ  
ソノ重要ナル機能ハ主トシテ物資ノ獲得及  
ビ補給ト見ラレル  
ホ 日本憲兵隊  
(一) 組織  
憲兵隊ハ陸軍大臣ニ對シ責任ヲ持ツト  
コロノ憲兵司令長官ノモトニアリ軍隊ノ  
一部門デアアル

(二) 部門  
(イ) 一般事務課  
コノ課ハ軍隊内ニ於ケル政策、人  
事、紀律、記録思想ノ統制ニ關係ヲ持  
ツノデアアル  
(ロ) 公務課  
コノ課ハ三ツノ主要ナ職務ヲ持ツノ  
デアアル  
一 憲兵隊ノ補給、組織及ビ訓練ニア  
タル  
二 治安維持  
三 防諜  
三 義務

(三) 義務  
憲兵隊ハ配置サレテキル地區ニヨリソ  
レゾレ異ル權威カラ命令ヲ受ケルノデア  
ル  
日本ニ於テハ平和時ニハ彼等ハ通常ノ  
軍事的義務ニ關シテハ陸軍大臣ニ對シテ  
責任ヲ持チ、民間警察ヲ助ケル範圍ニ於  
テハ内務大臣ニ對シ、法律施行ニ關係ア  
ル義務ニ對シテハ司法大臣ニ對シテ責任  
ヲ持ツノデアアル

滿洲、朝鮮、臺灣ニ於テハ彼等ハ本質  
的ニハ總司令官ニ對シテ責任ヲ持ツノデ  
アルガ同時ニ地方ノ民間當局ヲ助ケル義  
務ヲモ帶ビテキルノデアアル

全地區ニ於テ彼等ノ廣義ノ義務ハ  
(一) 軍紀ノ監視  
(二) 治安ノ維持  
(三) 徵兵令ノ施行  
(四) 軍内ニ於ケル犯罪ノ發見  
戰地地區ニ於テハ彼等ハ普通ノ任務ノ  
他ニ次ノ如キ任務ニ關係ヲ持ツモノデア  
ル

(イ) 第五列ノ發見及ビ逮捕  
(ロ) 破壊的活動ノ抑壓  
大平洋地區ニ於テ彼等ハ次ノ責任ヲ持  
ツモノデアアル  
(イ) 敵對の原住民ノ鎮撫  
(ロ) 原住民ト日本軍トノ爭ヒヲ治メル  
(ハ) 原地食糧及ビ物資ノ徵發  
(ニ) 原住民勞務者ノ徵集  
(ホ) 聯合軍ノ戰線後方ニ於テ活動スル  
原住民間諜ノ編成  
報告ニヨルト「ニューギニア」ニ於テハ  
憲兵ハ偵察及ビ敵軍ヲ惱マス爲ニ原住民  
ノ軍隊ヲ委託サレタト言フ事デアアル。

統帥府  
(一) 元帥府  
(二) 軍事參議院  
(三) 戰時大本營  
現在ノ大本營ハ支那事變ガ大戰争ニ發  
展シテ行ク事ガ明ラカニナツタ一九三七  
年ニ設置サレタモノデアアル、其ノ目的ハ  
參謀本部ヲ中核トシテ統帥府ノ任ニ當ル  
ニアルノデアアル。換言スレバ統帥府ヲ戰  
時基礎ノ上ニ置クノデアアル、其ノ構成人  
員ハ會員デナイトコロ元帥府ヲ除イテハ  
本質的ニハ軍事參議院ト同ジデアアル。總  
司令官トシテノ天皇ハ大本營ノ長官デア  
ル

戰時停廢ノ管理  
(一) 管轄  
一九四一年一月三日付ノ勅令第一  
八二條ニヨリ停廢收容所ハ陸軍大臣ノ管  
轄トシ置カレ軍司令官又ハ警備隊司令官

ニ依ツテ管理サレルベク規定シテアル  
(一) 停廢情報局  
停廢情報局ハ一九四一年二月二七日  
付勅令第一二四六條ニヨリ組織セラレ、  
陸軍大臣ノ管理下ニ置カレタ。其ノ勅令  
ノ第一項ニヨルト次ノ事項ニ關スル責任  
ヲ委任サレテキル

(イ) 停廢ノ抑留ニ關スル調査、移動、  
宣養、解放交換、脱出、入院、死亡及  
ビ各停廢ニ對スル記録ノ保存  
(ロ) 停廢ノ狀態ニ關スル連絡、通信、  
報告  
(ハ) 宣養解放ニ付セラレタル停廢、又  
ハ交換サレ或ハ病院、診療所、停廢收  
容所ニテ死亡セル停廢ノ物品、遺言等  
ヲ保留又ハソノ家族或ハソレニ關係ア  
ル他ノ人ヘノ傳送  
(ニ) 停廢ニ送ラレタル、又ハ停廢ヨリ  
送りタル送物、金錢、物品等ノ送達  
(ホ) 陸海軍ガ戰闘ニ於テ戰死セル者ヨ  
リ得タ情報、或ハ彼等ノ所有物、戰場  
ニ於テ發見セラレタル物品、遺書ノ取  
扱ヒ

(ハ) 敵國ニ於テ停廢トナツテ居ル者ニ  
關スル調査及ビ其等ノ停廢ト帝國ニ居  
住スル彼等ノ家族トノ通信ノ助長  
(一) 停廢管理部又ハ局  
戰爭停廢取扱ニ關スル規則(一九四二  
年三月三十一日附陸軍省告知亞細亞秘第  
一〇三四號第二條ニ規定セラレタル處  
ニヨレバ停廢及戰地ニ於ケル非戰鬥  
員被收容者ノ取扱ニ關スル各種事項ヲ處  
理スル爲陸軍省内ニ停廢管理部ヲ設置セ  
ラルベシトアル

該規則ニハ都長ニハ中將又ハ少將級ヲ  
以テシ、役員ニ佐官又ハ中隊長級ヲ以テ  
スル條文モ亦規定サレテアル、第四條ニ  
ハ部長ハ陸軍大臣ノ命令ニ從ヒ該部ノ事  
項ヲ管理シ、役員ハ部長ノ命令ニ從ヒ部  
内任務ヲ遂行スルモノト規定サレテア

該新設俘虜管理部ハ俘虜ノ管理、交換、釋放、懲罰、利用、及取扱ニ關スル事項ヲ取扱フタ

(四) 俘虜ニ關スル事情

戰爭勃發後約一ケ年間瑞西政府ヨリ俘虜ノ取扱ニ關スル事情ガ外務省條約局ニテ受理サレ陸軍省ノ俘虜情報局ニ同附サレタ

瑞西政府ニ對シ回答ヲシタトスレバ是等回答ハ陸軍省カラ受取ツタ回答ヲ基礎トシタモノデアル

次デ外務省ニ俘虜情報局ガ設定サレ以前ハ條約局ニ於テ處理サレタル俘虜ニ關スル事務ハ新設俘虜情報局ニ移管サレタ

十 海軍省

海軍省ハ一八七二年兵部省ガ二省ニ分レタ時創立サレタ。本當ニ正式ニ設立サレタノハ一八八五年及一八八九年デ其ノ後若干ノ改制ヲ經テ現今ノ制度ヲ持續シテ來タ。海軍其ノモノハ英國式ノ組織ニ副ツテキル

一、海軍大臣  
特殊任務ノ政策上ノ重要問題ハ軍令部總長ガ直接上奏シテ決定サレ細目ノ行政ハ本省ノ主ナル執務事項デアル

海軍大臣ハ拔群ノ人物ニテ海軍兵學校出身者デアツタ。歴代ノ大臣ハ大小ノ艦隊司令官其他高級軍職ヲ占メタ人デ多ク、海軍大臣ハ二、三内閣ニ留任シタコトガアル

海軍大臣ハ議會ニ出席シナイ陸軍大臣ヨリ更ニ議會ニ出席スルコトガ妙ナカツタ

二、局  
海軍省ハ其管理上ハツノ局ニ分レテキタ。則トシテ各局ハ少將又ハ大佐ヲ以テ局長トスル、即軍務局、人事局、教育局、兵備局、醫務局、經理局、軍需局、法務局デアル

軍務局ハ左ノ課ニ分レテ居ル  
第一課

(イ) 海軍軍備及ビ一般海軍行政ニ關スル

事項

(ロ) 外地若クハ艦艇艦隊、役所及ビ學校ナドニ關スル構成

(ハ) 軍艦及艦隊ノ構成

(ニ) 海軍ノ紀律及道義

(ホ) 海軍ノ演習

(ヘ) 觀艦式

(ト) 式典禮式制服及旗幟

(チ) 軍艦、兵器及其他一般武器

(リ) 警備及防禦

第二課

(イ) 國防政策ニ關スル事項

(ロ) 國際會議及海外派遣員

第三課

(イ) 機關ノ使用ニ關スル事項

(ロ) 艦艇ノ裝裝

(ハ) 軍艦ノ維持及保存

第四課

(イ) 國防ニ關スル思想ノ普及ニ關スル事項

(ロ) 海軍事項ニ關係スル團體ノ指導ニ關スル事項

(イ) 海軍思想普及ノ計畫及實施ヲ擔當スル海軍普及部ガアル。他ノ各省ノ渉外官廳ノ如ク此部ハ内閣情報部ニ其ノ主要機能ヲ併合セラレテ居タ

三 海軍々令部總長

勅令ニヨツテ創設サレタ海軍々令部ハ國防及武力ノ行使ニ關スル事項ヲ擔當スベシト規定シテアル

勅令ハ更ニ軍令部總長ハ天皇ニ親任セラレ、天皇ニ直屬シ、大本營ノ秘密事項ニ携リ軍令部ヲ統轄スベシト規定シテアル

軍令部總長ハ總長ヲ補佐シ、部内ヲ監督シ、部内ノ連絡事項ヲ統合スベシト規定シテアル

十一 外務省

外務省ハ通俗ニハ「フオリン・オフィス」トシテ知らレ本省ハ一八八五年十二月二十三日迄ハ正式ニ創立サレテ居ナカツタ

一、外務大臣ノ任務

他ノ各省ニ關シ決定セラレタル如キ大臣ノ一般任務ノ外ニ外務大臣ハ基本法第一條ニ示サガ如ク左記ノ任務ヲ擔當スル

「諸外國ニ關スル事務ノ施行、通商貿易ノ保護、海外日本國民ニ關スル事項及ビ凡テノ大公使館及領事館ノ監督統御」

基本法令ニハ更ニ左記ノ如ク規定サレテ居ル。「外務大臣ハ關東廳ノ對外事項ニ屬スル事務ニ關シ滿洲國ノ日本特命全權大使ニ指合ヲ與ヘテ監督スル」

議會ノ開會ニ當リ外務大臣ハ正規ノ演說ヲ行ヒ、總理大臣ハ議會デ一般政務ニ就テ報告シ而シテ外務大臣ハ國際協約、協定及ビ條約ニ關シテ議員ニ報告スル

其本年ノ熟練ト貴重ナル經驗トニヨリ外務大臣ハ内閣中有力ナル存在デ有ツテ屢々總理大臣ノ地位ヲ踏襲シタ要職デアル

省ノ行政長官トシテ外務大臣ハ對外政策ヲ展開サセル

國策樹立ニ必要ナル情報ハソノ部局ニヨリ之ヲ入手シ、諸會同ノ討議ニカケラレテ編メ上ゲラレル。右會同ハ外務大臣主席ノモノニテ外務次官並ニ各局長ニ依ツテ成立サレルノデアアル

二、局

本省設置ヲ規定セル勅令第四條ニヨリ、ソノ部局ハ地域別並ニ職能別ニ設ケラレテ居ル

(イ) 地域別部局

(一) 東亞局ハ三課ヨリ成リ、ソノ分掌範圍ハ支那、香港、「マカオ」ニシテ、商議及條約改正等ニ當ル

(二) 歐亞局。本局ハ右以外ノ「アジア」諸地域並ニ「ヨーロッパ」ニ關スル事項ヲ取扱フノ外、ソノ職務ハ上述セルトコロト同一デアアル

(三) 亞米利加局。本局ノ職務ハ「アメリカ」ニ關スル事項ヲ取扱ヒ、ソノ他ハ上述セルトコロト同一デアアル

(四) 南洋局。本局ハ泰、比律賓、印度支那、ビルマ、馬來、北ボルネオ、東印度、濠洲、新西蘭其他大洋洲ノ諸島並ニ南極地域ニ關スル外交問題ヲ管掌ス

(ロ) 職能別部局

(一) 通信局。本局ノ職能ハ第七條ノ規定スルトコロニシテ、ソノ管掌範圍ハ航海、入國、移民ニ限局サレテ居ル

(二) 條約局。本局ノ職能ハ第八條ノ規定セルトコロニシテ、條約ノ起草並ニ翻譯、治外法權、其他世界會議、國際聯盟ノ如キ一切ノ對外的法律問題ノ處理等ニ當ル

三 部 課

(イ) 情報部

本部ハ第九條ニヨリ外務省ノ渉外事務局トシテ設置サル。一九三七年九月内閣情報局ガ一切ノ政府ノ情報機關ヲ統合シテ設置ヲ見ルニ至ルマデ、外交問題ニ關スル情報ハ凡テテコ、カラ發セラレ、情報ノ中心ヲナシテキタ

情報部長ハ毎日外國新聞通信員並ニ内地新聞記者ト會談シタ

外務大臣ガ内外ノ新聞記者ト直接會見スルガ如キコトハ日本デハ通常行ハレナイ。外國通信員ハ屢々簡單ニ書イタモノヲ外務大臣ニ提出シ、署名ト同意ヲ得テ之ヲ發表シタノデアアル

新聞ヲ直接檢閲スルコトハ本部ノ職能デハナカツタガ、同部自體ノ握ツテキル情報項目ニツキ時折通信員ニ對シ簡單ナ禁止聲明ヲ行フコトハアツタ

(ロ) 文化事業部

本部ハソノ仕事ヲ專ラ支那ニ於ケル文化活動ニ集中シタ。支那ニ對スル組織ノ宣傳ハ本部ガ始メテ之ヲ試ミタメデアアル。ソノ宣傳ハ漸次質量共ニ庶大化シテ行ツタ。同部ハ大東亞省ニ統合サレタ

(四) 大臣官房

大臣官房ハ六課ニ分タレ、多數ノ職員

ヨリ成ル

(イ) 人事課

(ロ) 起案課

(ハ) 文書課

(ニ) 會計課

(ホ) 翻譯課

(ヘ) 電信課

(五) 外交官養成機關

外交官養成機關ハ維新ニ伴ヒ日本ガ採用スルニ至ツタ偉大ナル新制ノ一ツデア...

十二 大 藏 省

大藏省ハ憲法發布當時創設サレタ省ノ一ツデア...

同省ハ一八九三年公布ノ勅令(大藏省令)第二〇九條ニヨリ、貸借勘定、現金勘定、租稅、國債、通貨、政府預金、金庫、銀行信託業務、都市其他地方行政機關ニ對スル財政監督等國家財政上ノ一切ノ事項ニ就キ管掌スルコトニナツテ...

(一) 大藏大臣

通常、豫算ト稱サレテキル經費ニ關スル調書ガ大藏大臣ノ最大ノ責任ガアル。同大臣ハ...

種々デアツタ。少數ノ例外ハアツタニセヨ、大藏大臣ハ皆數年間省內ニ勤メテ居タ人デア...

マタ國立銀行ハ大ナク民間會社ニ重要ナ地位ヲ占メテ來タ人デア...

大藏大臣ハ議會ニ於テ、會計事項ニ就キ正式發表ヲ行フノガ常デア...

(二) 局

(イ) 主計局 (ロ) 主稅局 (ハ) 理財局 (ニ) 銀行局 (一) 政府金融機關、(イ) 日本銀行、(ロ) 橫濱正金銀行、(ハ) 日本勸業銀行、(ニ) 日本興業銀行、(三) 民間大銀行、(イ) 第一銀行、(ロ) 三菱銀行、(ハ) 三井銀行、(ニ) 住友銀行、(ホ) 國民貯蓄獎勵局、(一) 專賣局、政府專賣ハ左ノ四部門ニ就キ行ハレテキル、(一) 煙草、(二) 鹽、(三) 天然樟腦、(四) 酒精、(ト) 固有財産局、(チ) 造幣局、(リ) 關稅局、(ヌ) 外國爲替管理局、(ル) 資金運用局

十三 内 務 省

内務省ハ内國關係並ニ内地事情ニ就キノ責任ヲ負フ。同省ハ神道國家統治、警察隊消防隊組織並ニ徵兵制度、戰時物價實施及選舉ヲ掌握シテ居ル爲、全日本臣民ノ家庭生活ニマデ及ンデ居ルノデア...

(イ) 神祕局

(ロ) 地方局

(ハ) 警 保 局

内務省ハ各方面ニ擴ガツタ警察網ヲ持チ、且ツ種々ノ職務ヲ遂行スルコトニナツテキルガ故ニ、警察行政ニ就テハ重大責任ヲ有ス...

警察ハ憲兵司令官管轄下ノ軍事警察タル憲兵隊ト混同サレテハナラナイ...

警察官ハ内務大臣ノ命令ノ下ニ行動スルモノデア...

コノ事實ニヨツテ警察官ハ凡テ活潑ニツノ職務ヲ遂行シ、ソノ權力ヲ揮フコトガ出來ルノデア...

陸海軍々人ガ之ニ絡マレト、彼等ハ自分ノ階下ノ代表者デア...

奇妙ナル事態ヲ起ル事ガアル...

ナホ警察官行動ヲ起ス時ハ位階ヲ持ツテキヤウト、世間的信望ガアラウト大シテ問題ニサレナイ...

警察官ハ、巡回中デアアラウト、交通整理中デアアラウト、又家庭ニアルト問ハズ、天皇ノ官吏トシテ怖レラレ且尊敬ヲ受ケル人民ハ、警察官ニ話シ掛ケルトキハソノ帽子トトリ丁寧ニ頭ヲ下ゲル。話ガ済ムマデ帽子ハ被ラズ、去ルトキハマタ慰勉ニ挨拶シテ別レル...

警察署ハ地理的地域ト確定サレテキル管區ニ設置サレル。何代ニモ互リ人民ハ警察署ニ不平ヲ屈ケニ來タリ地方の苦情ヲ持込シニ來タ。日本警察ノ權力ノ大部分ハ此ノ舊時代ヨリノ人民カラ巡査ヘト書フ慣習ニ由來スルノデア...

警察官ハソノ所轄地内ニ於テ嚴電ナ警戒ヲ行フ以外ニ、(一) 人口調査、(二) 重要ナ民間ノ調査、(三) 一般のナ視察、コレラノ民事行務ハ警察官ノ威信ト權力ヲ擔任スル...

所轄地ノ公民ハ出來タテノ料理ヤ、米、菓子等ヲ警察官ニ贈ルノデア...

警察官ノ佩劍ハ遠ク武士ノ時代カラノ遺物デ威嚴ノ象徴デア...

近代の「ラジオ」、電話、「サイレン」等ノ機械的電氣的裝置ヲ持ツ...

誰何ノ方法ニ就テ特別指示事項トシテ警察ノ任務ト題スル講義ノ中デア關氏ハ次ノ如ク述ベテ居ル...

(一) 怪シキ人物ナルヤ否ヤハ容貌、特異ナ特徴、態度等ソノ外見ニヨリ判斷スベシ

(二) 何處ヨリ來リ何處ヘ行クカ、何用デ行クカヲ尋スベシ

(三) 本籍、現住所、職業、姓名、年齢ヲ確ムベシ

(四) 疑念暗レザル時又ハ更ニ不審ヲ生ジタル時ハ事件ノ要點ニ觸レザル別ノ問題ニ就キ質疑スベシ

(五) 其ノ者ノ許可ヲ得テ其ノ所有物ヲ檢査ス。右ノ手續ヲ履ミタル後始メテ被疑者ヲ警察署ニ連行スベキヤ否ヲ決スベキモノトス

更ニ又次ノ如ク附加ス

(イ) 證據ノ擱減ヲ許サザルコト

(ロ) 逃亡ノ許サザルコト

(ハ) 自衛上ノ豫防ノ手段ヲ輕視セザルコト

ト

保安課

本課ハ當時ノ任務又ハ治安警察法ニヨリ必要トセラレルガ如キ特別調査ニヨリ國內ノ秩序維持ニ關與スル。公衆ノ集會ヲ開カレルトキハ發起人ハ警察ニ右集會ノ目的及辯士ヲ明示スルコトヲ要スル警察ハ左ノ權限ヲ有スル

(イ) 辯士ガ聽衆ニ左翼ノ學說ヲ教ヘ込ミツ、アルトキハ辯論ヲ停止シ、且集會ヲ閉會スル。

(ロ) 公衆ノ道義及公衆ノ行動ハ詳細ニ

取締ラレル。凡テノ娯樂場ハ検査ヲ受ケル公娯ハ監督ヲ受ケ憲者制度ニハ保護ガ與ヘラレル

二、防犯課

日本ニ於テハ犯罪ノ率ハ低ク凡テノ容疑者ニハ充分ナル注意ガ拂ハレル

三、檢閲課

本課ハ凡テノ書籍、雜誌及新聞紙ノ檢閲ノ任務ヲ有スル。然シ檢閲ニヨリ發行禁止命令ハ警視廳及地方裁判所ノ判事ニヨツテモ發セラレル。書籍及雜誌ハ發行以前ニ原稿ヲ檢閲ヲ受ケル。從ツテ日本ニ於テハ發行禁止トナル書籍ハ尠イ。外國ノ刊行物ハ或期間流布サレタ後ニ禁止トナツタモノモ多少ハアルガ、一般ニ港ニ於テ制限ヲ受ケル

四、經濟保安課

此ノ課ノ職務ハ物價統制ノ強行及關取引ノ取締デアリ

(一) 附屬官署

本省ニハ國家ノ重要性ヲ有スル他ノ三ノ極メテ重要ナル機關アリ

(イ) 警視廳

本廳ノ業務ハ米國聯邦調查局ニ相當スル所ノ特別高等警察部ヲ含ム。思想取締ニ就テハ特別訓令ガ發セラレル

(ロ) 防空總本部

(ハ) 警察講習所

十四 文部省

明治ノ改革者ハ維新初期ニ於テ泰西ノ形式制度ヲ細心ニ計畫研究セル後文部省及教育制度ヲ創設シタ

本省ハ陸海軍ノ學校及他ノ少數ノ特別ノ學校ヲ除イテハ藝術、科學及宗教ヲ含ム凡テノ教育事項ニ就キ指導監督ノ任ニ當ル

科學研究所及ビ觀測所、多數ノ學會、圖書館並ニ議會モ又本省ノ管轄下ニアリ、此等ノ勢力ハ帝國ノ全部ニ及ンデキル

本省ハ國民學校、或ハ中央政府ノ學校ヲ管理シ又大學、專門學校、工業專門學校及ビ高等學校ノ如キ總テノ高等教育機關ヲ管理スル

教科書局ニハ總テノ教科書及ビ教本ニ使用セラレル資料並ニ材料ヲ管理スル教科書委員會ガアル

本省ハ同委員會ニ對シ全權能ヲ持ツ。同會ノ委員ハ陸海軍、大學及ビ實業界ヨリ採ラレル。此中央政府ノ總テノ重要教育業務ニ對スル完全ナル管理ニヨリ官權ハ其獨斷的教養ヲ青年ニ注入スルコトガ出來タ。是ガ日本人ガ政府政策ヲ斯クモ容易ニ甘ジテ承諾シテ來タ理由デアツタ

十五 厚生省

内閣企畫院ノ調査、報告ニヨリ、一九三八年一月十日勅令ヲ以テ厚生省ヲ創設シタ

本省ハ健康、衛生施設、衛生、労働及ビ社會保險ニ關スル一般並ニ特殊方面ヲ包含スル一國民ノ體力並ニ福利増進ノ責任ヲ委託サレテキル。厚生省ノ設立ニ際シ、内務省ノ公衆衛生局及ビ社會福祉局ガ廢止サレ、同省ノ定員五分ノ二ヲ減員サレタ。商工省ハ鑛産局管下ノ労働衛生課ガ廢止サレタ。逓信省ハ郵便保險及ビ年金ニ關スル管轄權ノ一部ヲ失ヒ、文部省ハ學校系統以外ノ訓練及ビ運動ニ關スル職務ヲ讓渡シタ

住宅課ハ工場地帯ニ於テ増大シタ住宅設備ガ必要トナツタノデ戰時中急激ニ擴大シタ

十六 逓信省

一九四三年ニ本省ハ鐵道省ト合併サレタ。新

設省ハ運輸通信省デアリ。或ル局課ハ廢止サレタガ重要業務職掌ハ保留サレタ

舊逓信省ハ一八八五年ニ設立サレ其職掌ハ擴張サレテ其權限ハ郵便局、航空、造船、水運ノ分野ニ及ビ其他電信、電話「ラヂオ」、海底電信、燈臺等凡テノ電氣關係ノ任務ヲ含ムニ至ツタ

大臣ハ前ノ内閣デハ汽船會社ヲクハ實業會社ノ經營及實務上ノ經歷ヲ有スルモノモ二、三アツタガ殆ソド全部政界ヲ經驗ヲ持ツテ居ル

十七 司法省

司法ニ關スル政府ノ部課ハ日本ニ於テハ一千有餘年ノ傳統ヲ有スル。西曆六四九年大化ノ改新ニ依リ我國最初ノ確定セル一省ガ設立サレタ。其後徳川時代ニ至リ裁判所制度ハ非常ニ擴張サレタ。一八八九年マデニ出サレタ法令等ニ依リ本省ハ今日ノ機構ヲ作ルニ至ツタ

司法大臣ハ民法、刑法及行刑制度ヲ管理スル責任ヲ有スル。檢事及判事ニ對シ監督權ヲ行使スル。皇族及國家ニ關スル訴訟事件ノ控訴提起及防禦ハ本省ノ其ノ他ノ重要ナル任務デアリ

本省ノ職員ハ地方裁判所判事及ビ檢事ノ外、控訴院、大審院ノ判事及ビ檢事並各裁判所ノ職員ヲ含ンデ居ル

大臣ハ殆ソド例外ナク大審院判事又ハ檢事總長ノ閣僚ヲ有シ、省内ニ在テ長年月ノ經驗ヲ積ンダ人デアリ

大臣ハ判檢事ヲ任命シ其累進ハ彼ノ推薦ニ由ル

十八 商工省

一九二六年三月勅令第一三七號ハ商工省ヲ一省トシテ創設シタ。一九四三年廢止セラレ其事務ハ軍需省ト農商務省ニ移管セラレタ

該省ハ工業並ニ全テノ工業上ノ資材關係ニ對シテ一般の管轄權ヲ有セリ。即チ其ノ製法並ニ製作ニ關スル事項ヲ掌リ且ツ全商品ノ輸出入貿易ヲ管理シタ。專賣特許局モ此管轄下ニ置カレタ

十九 鐵道省

一九〇七年ニ於ケル鐵道國有以來鐵道院ナルモノガ其新國營事業ヲ運行經營スルタメニ創設セラレタ

一九二〇年五月十五日ノ勅令第一四三號ヲ以テ該院ハ廢止セラレ其事務ハ新設ノ鐵道省ニ引繼ガレタ

該省ハ帝國政府鐵道ノ運行經營並ニ私設鐵道即チ私營及市營ノ電車線ヲモ包括監督スルモノニシテ、是等ノ任務ヲ遂行スルタメ變電所及發電設備ヲ保持シ且渡船業及「ホテル」制ヲモ兼營シタ

該省ハ一九〇九年ノ帝國鐵道特別會計法ノ規定ニ依リ國家ノ會計トハ別個ノモノトナリ財政上獨立シタ

大臣ノ任命ハ政治トハ特ニ無關係デアリ、全行政體モ又同ジク政治トハ無關係デアツタ

二十 農林省

現在本省ハ農商省ノ數局ヲ合併シ、農業、林業及ビ漁業ニ關スル一切ノ事項ニ對シ權限ヲ有セリ

本省ハ千九百二十九年六月十日附ノ勅令第五十二號ニヨリ設立サレタ

勅令第一條ハ朝鮮總督府、臺灣總督府、關東州廳及ビ南洋廳ニ關スル悉ユル事項ヲ管理スベキコトヲ規定セリ。本條項ハ又本省ガ南洋洲鐵道株式會社及ビ東洋拓殖株式會社ノ二大會社ノ運營ヲ監督スルコトヲ規定セリ。上記ノ方面ニ於テ本省ハ必ズシモ完全ナル權限ヲ有セザリキ、ソレハ若干ノ事項ハ陸軍省、大藏省、逓信省及ビ内務省ノ責任アリシガ故ナリ

政府ノ重要戰時職制改革ニ於テ拓務省ハ廢止サレ、其ノ職務ハ分轄サレ、内閣及ビ内務省又ソノ若干ハ大東亞省ハ移管サレタ。殖民地ヲシテ帝國ノ完全ナル一部分デアルト感ゼシメタル事ニ依リ政府ヲ強化セントノ意圖ノ下ニ殖民地行政ニハ不斷ノ政變ガ行ハレタ

二十一 拓務省

千九百四十二年九月及ビ十月、内閣ノ機構改革ニヨリ大東亞共榮圈「建設」ニ關スル悉ユル事項ハ外務省ヨリ除カレ、大東亞省ノ管轄

二十二 大東亞省

千九百四十二年九月及ビ十月、内閣ノ機構改革ニヨリ大東亞共榮圈「建設」ニ關スル悉ユル事項ハ外務省ヨリ除カレ、大東亞省ノ管轄

スルトコロトナレリ

本省設立ノ千九百四十二年ノ勅令七百七號第一條ハ次ノ如ク規定ス

「大東亞大臣ハ關東局及ビ南洋廳ノ運營業ヲ監督スルモノトス大臣ハ又大東亞駐在スル外交官並ニ領事ノ職務ヲ指導スルモノトス」

多クノ點ニ於テ千九百四十二年(昭和十七年)十一月一日實施ノ本省設立ハ近年日本ニ於ケル最重要ナル單獨ノ行政の變革デアツタ

本省ノ創設ヲ發表スルニ當ツテ政府ハ大東亞省ガ日本本土、朝鮮、臺灣及ビ樺太ヲ除ク大東亞國內ノ政治、經濟及ビ文化ノ分野ヲ包含スル行政事務ヲ行フ一般の機關ナル事ヲ聲明シタ

併シテ純然タル外交的性質ノ一切ノ事項ハ外務省ノ管轄ニ殘サレタ

大東亞關係ノ業務行政ハ從來外務省、拓務省、興亞院、對滿事務局ノ四省ニヨリ分轄サレテキタ

新設本省ハ日本ノ諸征服ガ恒久的ナモノデアリ、占領領域ノ十分ニシテ完全ナル開發ノ時機到來セリトノ政府ノ自信アル希望ヲ反映シタノデアル

本省設立ニ依リ、陸軍ハ、占領領域ニ於ケル軍ノ政策ニ挑戦スル爲ニ依然トシテ有シ居ルガ如ク權能ハ全部外務省カラ奪取シタノデアル

本要點ハ本省設立ニ關スル千九百四十二年(昭和十七年)ノ勅令七百七號第十九條ニ闡明ニシレテキル

本條項ハ次ノ如ク規定シテキル

「陸海軍トノ緊密ナル協力ノ爲メニ大東亞省、大東亞地域内ノ占領地行政ニ關スル諸事項ヲ管掌スベシ」

本省ハ元來ハ四局ニ編成サレタガ千九百四十二年(昭和十八年)十二月ニ第五ノ局ガ追加サレタ

之等ハ次ノ通りデアル

(イ) 行政局

本局ハ、省關係事務ノ調整、產業經濟諸政策ノ起案並ニ統計ノ算定等ニ關スル一切ノ事項ヲ管轄セリ

(ロ) 對滿事務局

對滿事務局ハ、對滿洲政策ノ企畫、關東局、滿洲國ニ關スル財務局、貿易、產業、物資、物價及ビ交通ノ諸局、南滿洲鐵道株式會社、滿洲拓殖株式會社及ビ其ノ他ノ滿洲國開發關係ノ諸機關等ニ關スル事項ヲ管轄下ニ有セリ

(ハ) 對支事務局

對支事務局ハ、興亞院ハ、支那ニ關スル行政事務ノ遂行ニ就テノ政策企畫、文化事業、財政、貿易、農業、林業、漁業ノ振興、北支開發株式會社、中支開發株式會社及ビ其他同種ノ事業活動等ヲ委任セラレタリ

(ニ) 南方事務局

南方事務局ハ、南方ニ關スル一般事務ヲ管轄セリ

(ホ) 商工局

商工局ハ、千九百四十二年(昭和十八年)十二月成立シ、元、廢止セラレタノ商工省管轄下ニ在リシ大東亞ニ於ケル通商事務若干ヲ引繼ギタリ

(二) 内閣顧問會議

内閣顧問制度ハ、無任所國務大臣ノ水準ヨリモ幾分低イ水準ニ設置スベク法制ガ制定サレタガ内閣顧問ハ「親任官」ノ待遇ヲ受ケ又勅命ニ依リ任命セラレルノデアル

彼等ハ「總理大臣ノ國務ノ遂行ニ關シ重要事項ニ關與」シタノデアル

法制ハ、又、内閣内ニ戰時經濟會議、行政監督會議、及ビ計畫局ヲ設置シタ

初メノ三者ハ總理大臣ノ直接監督下ニ一種ノ相連繫シタ管理者ノ形ヲ成シテ居タ

昭和十八年三月新設サレタ内閣顧問會議ハ

七名ノ指導ノ實業家及ビ政治家カラ成ツテ居タ

昭和十八年十一月ノ末政府ハ内閣顧問會議ニ三名ノ顧問任命増員ヲ發表シ、斯クテ顧問數ハ十名トナツタ

三名ノ新顧問ハ、總テ夫々ノ分野ニ於ケル重要實業專家デアラツ

戰時經濟會議ハ、内閣顧問並ニ陸海軍大臣及ビ經濟發展ニ關係アル他ノ大臣ヲ含メテ總理大臣ヨリ指名サレタ特定ノ國務大臣ヲ包含シテ居タ

新計畫局ハ、三名ノ顧問、二十名ノ調査官及ビ三名ノ國會職員ニヨリ構成サレ、天然資源

統制行政ニ從事スルノデアツタ

局ノ權限ハ勅令ノ第一條ニ次ノ如ク規定サレテキル

「一、平時及ビ戰時ニ於ケル全天然資源ノ増産ト使用トニ關スル計畫ノ立案及ビ理由ヲ具シタル計畫ヲ總理大臣ニ報告スルコト

「二、所管大臣ヨリ閣議ニ提出サレ、又ハ平時及ビ戰時ニ於ケル全天然資源ノ増産ト使用トニ重要關係アル提案ノ大綱ヲ調査並ニ總理大臣ノ通達之ヲ内閣ニ意見ヲ具シ報告スルコト

「三、平時及ビ戰時ニ於ケル全天然資源ノ増産ト使用トニ關係アル重要事項ノ豫算統制ニ就キ意見ヲ具シ總理大臣ノ通達内閣ニ報告スルコト

「四、國家總動員計畫ノ立案遂行ニ關係アル諸官廳ノ所管事項ノ調整及ビ整理

「五、國土利用計畫立案ニ關スル事項並ニ國土利用計畫ニ必要ナル限リ諸官廳所管事項統制ニ關スル事項」

(イ) 背景

内閣企業畫院ハ昭和十二年ニ支那事變ニ於ケル日本ノ國力ノ増大及ビ動員ニ對スル責任ヲ負爲設置サレタ

其レハ日本ノ動員計畫ヲ立案シ、之ヲ參考ニ供スル爲内閣ニ提出シタノデアツタ

企業畫院及ビ政府官省間ノ計畫ノ調整スル爲、昭和十年ノ末頃合資企業別ノ統制會ガ設置サレタ

是等統制會ハ、商工、官省監督ニ服シ、且ツ大商會ノ指導的「カルテル」ノ前會長等ニ

ヨリ管理サレタ

日本内地、日本本土、各種民地及ビ占領地域ニ於ケル生産計畫表ハ先ツ企業畫院ニ於テ立案サレ、閣議承認後統制會ニ交付サレタ

然シテ、増産ニ對スル戰時ノ需要ハ各統制會ガ原料品及ビ其ノ他ノ物資獲得ノ爲競争スル結果トナツタ

其ノ結果一層完全統制方法ガ軍指導者ノ主張ニ基キ政府ニヨリ開始サレタ

結局昭和十八年秋軍需省ノ設置シ又政府内ノ廣汎ナル行政改革ノ斷行スルコトニヨリ最終ノ目的ヲ達シタ

(ニ) 職務權限

企業畫院ト商工省トハ廢止サレ、其ノ工業生産及ビ軍需生産ニ關スル職務權限ハ、新設軍需省ニ移管サレタ

新設總動員統制會ニ依リ從來行ハレタツタ職務權限ニ就テモ同様責ヲ負フコトニナツタ

約言スレバ軍需省設置ノ目的ハ、政府ノ軍指導者ヲシテ戰時物資増産ノ爲產業ノ全活動ヲ直接統制セシムルコトニ在ツタノデアル

(四) 運輸通信省

政府ハ日本、滿洲及ビ支那占領地ノ海上陸上ノ全交通組織ヲ單一權力ノ下ニ整合スル爲新シイ省ヲ設置スルコトヲ企圖シタ

郵便、電話及ビ無線裝置ヲ包含スル有線形式ノ交通手段ガ新設省ノ統制下ニ置カレタ

(五) 農商省

商工省ノ活動分野ガ軍需省ニ引繼ガレテ後殘餘ノ全機能ヲ新設ノ農商省ヘ移讓スルノガ政府ノ意向デアツタ

之ニ加ヘテ此ノ新設ノ省ハ農業活動ニ就テノ廣汎ナ管轄權ヲ掌握シ、食料ト消費者向物品ノ供給ガ特ニ重要視サレタ

(六) 最高戰爭指導會議

最高戰爭指導會議ガ一九四四年ノ八月ニ創設サレタ

ソノ目的ハ日本政府ヲ發表セル如ク戰爭指導ニ關スル根本政策ヲ明確ニスルニ

アツタ

元帥府並ニ軍事參議院ニ就イテハ既ニ述ベ

タガ何レモ天皇ノ諮問機關デアツタ  
之ニ關聯シテ述ベネバナラヌ他ノ機關ハ國  
防並ニ軍事作戦ニ關スル計畫ヲ推進スルノガ  
ソノ任務デアアル陸軍參謀本部及ビ海軍々令部  
デアアル

國防事項ニ關シテハ平時ニ於テハ參謀本部  
及ビ軍令部ノ決定ガ直接天皇ニ具申サレ戰時  
ニアツテハ大本營ニ報告サレル。問題ガ非常  
ニ重要デアアル時ハ元帥府若シクハ軍事參議院  
又ハ兩者ニソレガ持込マレル

天皇ノ裁可ガ與ヘラレルトソレ等事項ハ實  
施ノ爲陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ送附サレル。  
併シ前線ニ於ケル軍隊ノ實際ノ作戰ニ關スル  
事項ニ就イテハ總テ參謀本部及ビ軍令部ガソ  
ノ全責任ヲ負フ

支那事變ニ伴ヒ政府ノ軍民兩部門ノ統合ニ  
ヨリ戰爭指導基本政策ヲ樹立スル爲軍部ハ連  
絡委員會ヲ創設セシメタ。同委員會ノ委員ハ  
陸軍大臣、海軍大臣、陸軍參謀總長、海軍々  
令部總長ヨリ成リ、委員會トシテ大本營ト政  
府トノ中間ニ介在シタ

連絡委員會ノ委員ハ殆ド七年近ク彼等ノ仕  
事ヲ相當手際良ク成シ遂ゲタガ、日本陸海軍  
ガ逆境ニ陥リ始メテヨリ更ニ密接ナル連絡ガ  
必要ナコトガ分ツタ

一九四四年二月ニ陸海軍大臣並ニ陸海軍參  
謀長ヲ單一ノ長ノ下ニ統合スルタメノ處置ガ  
採ラレタ。コノ處置ノ目的ハ連絡委員會ノ現  
存ノ機能ヲ強化シ統合スルコトデアツタ。此  
ノ刷新ニ對スル政府及ビ軍上層部内ニ於ケル  
強烈ナル反對ガアツタ爲ト他ノ理由トニ依リ  
東條首相ノ政府ハ倒レタ

後繼小磯首相政府ハ軍ヲ行政ヨリ分離シ最  
高戰爭指導會議ト稱スル新シイ機關ヲ設置シ  
タ。此ノ再組織ノ結果トシテ連絡委員會ハ主  
トシテ政府上層部内ノ意見、殊ニ工業生産ノ  
問題ニ關スル意見ノ相違ヲ纏メルニ足ル權力  
ト能力ガ無イト言フ理由ノモトニ廢止サレタ  
新シイ最高會議ハ基本ノ行政ト軍政策トヲ  
樹立シタル後ニ統帥權ト國務ノ吻合ヲ圖ラウ

ト努力スルモノデアツタ。ソノ仕事ハ特ニ軍  
ノ作戰ト生産トニ關シ兩者ヲ完全ニ行ハセル  
コトデアツタ。新シイ最高戰爭指導會議ハ、  
戰爭ノ遂行ト最重要ナ航空機生産、其ノ他  
戰時生産トニ對スル基礎的計畫ノ決定ニ責任  
ガアツタ。同會議ニヨリ決定サレタ基本政策  
策ハ大本營及ビ政府ガ施行シタ。新シイ同會  
議ト政府トノ關係ハ法制ニ基ツイタモノデア  
ナク、政治的考慮ニ基ツイタモノデアツタ。言葉  
ヲ換ヘテ云ハバ内閣ハ同會議ノ決議ニ法律的  
ニ拘束ヲ受ケナカッタガ政治的觀點ヨリスレ  
バ固ヨリ其レハ會議ノ決議ニ左右セラレタ

二十三 戰時立法  
國家總動員法  
本法ハ最初一九三八年公布セラレ、一九四  
一年ニ改正セラレタモノデアツタ戰時法規ノ大半ノ  
基礎ヲナスモノデアアル

改正治安維持法  
一九四一年ニ制定セラレタ本法ハ國體ヲ變  
革スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者  
若ハ騒擾ヲ教唆シタル者ニ重刑ヲ課スコトヲ  
規定シテキル

內務大臣若槻氏ハ法案提出ノ際次ノ如ク述  
ベテキル  
「本法ハ國體ノ根本原理ヲ顛覆セシムルガ  
如キ非合法的結社ノ禁止ヲ目的トスルモノデア  
アル」ト

戰時行政職權特例  
本法ハ一九四三年一月提出サレタモノデア  
内閣總理大臣ニ對シ彼ガソノ必要アリト考ヘル  
場合ハ何時ニテモ重要軍需資材ノ生産擴大ニ  
關シ指令ヲ發シ且ツ上記資材ノ生産ニ關シテ  
ハ各大臣ノ職務ヲ行フ權限ヲ附與セルモノデア  
アル

二十四 日本ノ占領地ニ於ケル行政機關  
大東亞省ガ一九四二年設立サレタ際、元來  
委任統治領諸島(即チ、カロリン、マーシャル  
及ビマリアナ諸島)關東州租借地及支那及ビ  
南太平洋ノ占領地ノ行政ニ當ツテキタ拓務省

ノ各局ハ之ニ併合サレタノデアアル  
(一) 滿洲國  
滿洲國政府ハ獨立國ノ如キ外見ヲ呈シテキ  
ルガ事實上ハ日本占領軍ニ支配セラレテキル  
ノデアアル  
其ノ憲法及ビ政府組織ハ殆ド總テノ點デ日  
本ノソレト酷似シテキル。其ノ立法府ハ其ノ  
假定的存在期間中一度モ召集セラレタ事ガ無  
ク、總テノ立法ハ皇帝ヨリ任命セラレタ總理  
ヲ長トスル行政府ニヨリ制定セラレタ。滿洲  
國ノ事實上ノ支配者ハ滿洲國駐在日本大使ヲ  
兼ネテキル日本ノ關東軍司令官デアツタト言  
ツテモ過言デハナシ

支那ニ於ケル被占領地  
支那ノ占領セラレタル部分ハ三ツノ管轄ニ  
分タレテ組織セラレタ  
(イ) 南京國民政府  
(ロ) 蒙疆自治政府  
(ハ) 南支沿岸特別行政地域

南京國民政府ハ傀儡國家デアツタ。此ノ政  
府ハ支那全土ヲ支配シテキルト稱シテキタガ  
實際ニハ日本占領軍ノ支持ニ依ツテ存在シテ  
キタノデアアル。制度上ハ此ノ政府ハ完璧デア  
ツテ議會、大臣、地方行政區域、長官及ビ官  
吏ヲ備ヘテキタ

南京政府ニ對立シテ、重慶ヲ首都トシ、蔣  
介石大元帥ノ指導下ニアル支那共和國政府ガ  
在ツタ。北西部ニハ中國共產黨ガ居テ、日本  
ノ領土擴張ニハ重慶ト共ニ斷乎トシテ反對シ  
テキタガ、重慶政權トハ未ダニ協力シテ居ナ  
シ。蒙疆聯合自治政府ハ事實上ハ日本關東軍  
ノ支配下ニ在ツタノデアアル

大變面白イ記述デゴザイマ  
スガ、長クナリマスノ短カクシテ戴クコトニ  
致シマシテ、明日午後一時半カラ開廷致スコト  
ニ致シマス

午後四時一分休廷

年月日 正誤表  
三・六三 八五一一三 證據 證據書類ノ

證據書類ノ